

(資料の4)

公安機関の刑事事件処理の手続に関する規定

(公安部1998年5月14日公布)

野村 稔
張 凌

これは、1996年3月14日に中国の刑事訴訟法が改正されてから、中国の最高警察機関である公安部により制定されたものである。この「規定」は、中国公安機関が刑事事件を処理する基本的な手続として、強制措置、拘禁期間、捜査手続、刑の執行、外国人犯罪事件の処理、司法共助等の捜査手続に着目して新刑事訴訟法の規定を解釈しながら新刑事訴訟法に規定していない数多くの条文をも規定するもので、中国の捜査制度を理解するには有益である。

目次	第七章 拘禁 (145条—154条)
第一章 任務及び基本的原則 (1条—13条)	第八章 立案、検挙及び取消 (155条—169条)
第二章 管轄 (14条—23条)	第一節 事件の受理 (155条—161条)
第三章 回避 (24条—34条)	第二節 立案 (162条—165条)
第四章 弁護士の刑事訴訟への参与 (35条—49条)	第三節 検挙及び事件の取消 (166条—169条)
第五章 証拠 (50条—59条)	第九章 捜査 (170条—272条)
第六章 強制措置 (60条—144条)	第一節 一般規定 (170条—172条)
第一節 拘引 (60条—62条)	第二節 被疑者の訊問 (173条—187条)
第二節 立保証 (63条—93条)	第三節 証人尋問及び被害者尋問 (188条—192条)
第三節 居住監視 (94条—104条)	第四節 検証及び検査 (193条—204条)
第四節 逮捕 (105条—114条)	第五節 搜索 (205条—209条)
第五節 勾留 (115条—126条)	第六節 証拠物及び証拠書類の押収
第六節 拘禁の期限 (127条—131条)	
第七節 その他の規定 (132条—144条)	

	(210条—223条)		285条)
第七節	預金及び送金の査問又は凍結 (224条—232条)	第三節	犯人に対する監督及び観察 (286条—305条)
第八節	鑑定 (233条—245条)	第四節	新たな罪を犯した犯人に対する処理 (306条—308条)
第九節	弁別 (246条—251条)	第一章	事件処理の協力 (309条—319条)
第一〇節	指名手配 (252条—260条)	第二章	外国人犯罪事件の処理 (320条—338条)
第一一節	捜査の終結 (261条—269条)	第三章	刑事司法共助及び警務協力 (339条—352条)
第一二節	補充捜査 (270条—272条)	第四章	附則 (353条—355条)
第一〇章	刑罰の執行 (273条—308条)		
第一節	犯人の移送 (273条—281条)		
第二節	減刑及び仮釈放 (282条—		

第一章 任務及び基本的原則

第1条 中華人民共和国刑事訴訟法の実施を保障し、公安機関が刑事訴訟において職権を正確に履行し事件処理手続の統一を図ること、及び事件処理の質を保証し、並びに事件処理の効率を高めるために、本規定を定める。

第2条 公安機関の刑事訴訟における任務は、犯罪の事実を的確に、速やかに明らかにし、法律を正しく運用し、犯罪者を処罰することを保証し、無罪の者に刑事訴追を受けないことを保障し、公民が自主的に法律を遵守するよう教育し、犯罪行為と積極的に闘い、社会主義の法制を保護し、公民の人身的権利、財産的権利、民主的権利及びその他の権利を保護し、社会主義の建設事業を順調に進めることを保障することである。

第3条 公安機関の刑事訴訟における基本的職権は、次の通りである。法律に基づく刑事事件に対する立案、捜査及び予備審査、強制措置の決定及び執行、法により刑事責任を追及しないことを不立案し、すでに立案したことを取消すこと、捜査を終結して起訴すべき事件を人民検察院に移送すること、刑事処罰に達していない被疑者に行政処罰を与えること、1年以下の懲役又は1年以下の刑期を残す犯人に対する刑罰執行を代行すること、管制・拘留・政治的権利の剥奪・国外追放・監獄外での執行、仮釈放・拘留の執行猶予・有期懲役の執行猶予に処せられた犯人を監督し観察することである。

第4条 公安機関は、刑事訴訟を行うにあたって、大衆に依拠し、事実を根拠とし、法律を基準としなければならない。すべての公民に対する法律の適用は一律平等であり、法律の前にいかなる特権も許さない。

第5条 公安機関は、刑事訴訟を行うにあたって、人民法院及び人民検察院と責任を分担し、互いに協力し、互いに制約し、法律を的確、効力的に執行することを保証する。

第6条 公安機関は、刑事訴訟を行うにあたって、人民検察院の法律監督を受ける。

第7条① 公安機関は、刑事訴訟を行うにあたって、事件処理責任制度及び冤罪責任

追及制度等の内部監督制度を採用しなければならない。

② 刑事訴訟において、上級の公安機関は、下級の公安機関の行った決定又は処理した事件に誤りがあることを発見した場合には、これを取消し又は変更する権限を持ち、下級公安機関に命じて是正させることができる。

③ 下級の公安機関は、上級の公安機関の決定を執行しなければならないが、誤りがあると認めた場合には、その決定を執行するとともに上級の公安機関に報告することができる。

第8条 公安機関は、刑事事件を処理するにあたって、証拠及び調査研究を重視し、供述を軽信してはならない。拷問による供述の強要は厳禁されるべきである。

第9条① 公安機関は、刑事事件を処理するにあたって、訴訟参加者が法により享有する訴訟上の諸権利を保証しなければならない。

② 公安機関は、未成年者の犯罪事件を処理するにあたって、専門的機構又は専門職員に担当させなければならない。教育、感化及び更生の方針を徹底し、未成年者の心身的特徴を考慮して未成年者の合法的な権利を保障しなければならない。

第10条 各級公安機関は、刑事事件を処理するにあたって、法により同級の検察院に勾留の請求及び起訴の移送を行わなければならないが、刑事事件の処理期限を厳格に遵守しなければならない。

第11条① 公安機関は、刑事事件を処理するにあたって、当地に通用している言語文字に通じない訴訟参加者に対し翻訳及び通訳を提供しなければならない。

② 少数民族が集中的に居住するか又は民族が雑居する地区においては、その地で通用する言語を用いて訊問を行わなければならない。公布する訴訟文書には、その地で通用する文字を使用しなければならない。

第12条 公安機関は、刑事事件を処理するにあたって、各地区の間に、協力を強化し、捜査の協力及び事件処理の協力の職責を履行しなければならない。

第13条 中華人民共和国が締結するか若しくは参加した国際条約及び公安部が締結した双方の協力協定に基づいて、又は互恵の原則に照らして、我が国の公安機関と外国の警察機関とは刑事司法共助及び警務協力を相互的に請求することができる。

第二章 管 轄

第14条① 刑事訴訟法の刑事事件管轄の規定に基づいて、刑事事件は、公安機関が管轄する。ただし、横領賄賂犯罪事件、国家機関公務員の汚職犯罪事件、国家機関公務員が職権を利用して行う不法拘禁・拷問による自白の強要・暴力による証拠の収集・報復陷害・不法搜索という公務員による人身的権利又は民主的権利を侵害する犯罪事件、刑務管理人員が被監禁者等を殴打し、体罰を加え又は虐待する犯罪事件、軍事の職責違反の犯罪事件、省級以上の人民検察院が承認した国家公務員の職権を利用して行ったその他の重大な犯罪事件、及び自訴事件は、この限りでない。

② 人民法院が直接に受理する被害者が証明できる証拠がある軽微な刑事事件について、証拠が不十分で自訴を退けて公安機関に移送し又は受理させる場合は、公安機関がこれを受理することができる。

第15条 刑事事件は、犯罪地の公安機関が管轄する。被疑者の居住地の公安機関が管轄することが適切な場合は、被疑者の居住地の公安機関がこれを管轄することができる。

第16条 複数の公安機関が管轄権を持つ場合は、最初に受理した公安機関が管轄する。必要なときは、主要な犯罪地の公安機関が管轄することができる。

第17条① 管轄不明な刑事事件については、関係する公安機関の協議によりこれを解決することができる。

② 管轄に争いがあるか又は特殊な刑事事件については、それらの共同の上級公安機関が管轄を指定することができる。

第18条 県級の公安機関は、本管轄地域内の刑事事件を捜査する。県級以上の公安機関は、重大な渉外犯罪事件、重大な経済犯罪事件、重大な集団犯罪事件及び下級の公安機関による捜査に困難がある重大な刑事事件を捜査する。

第19条 公安機関内部において刑事事件の管轄は、刑事事件捜査機構の設置及びその職責分担によって確定される。

第20条① 鉄道系統、道路交通系統又は航空系統に所属する事務所・工場・地域・学校・研究所・工務地区等の組織体において発生した刑事事件、駅・港口・ふ頭・空港の作業区域・列車・船舶・民間航空機内で発生した刑事事件、鉄道建設作業現場地域内で発生した刑事事件、鉄道沿線・水運路線で発生した窃盗又は鉄道・水運・通信・電力・その他の重要な施設を破壊する刑事事件、鉄道・水運企業内部の従業員が鉄道・交通の路線で執務しているときに発生した刑事事件は、それぞれに事件の発生地の鉄道・道路交通・航空機関に設置している公安機関が管轄する。

② 林業系統に設置する公安機関は、その管轄の区域内において林木を盗伐・濫伐する事件、及び陸生の野生動物・貴重な植物を破壊する等の刑事事件を捜査する。大面積の林業区域における林業公安機関は、その管轄区内においてのその他の刑事事件をも捜査する。専門的な林業公安機関を設置していない場合は、その所在地の公安機関が管轄する。

第21条 公安機関の捜査する刑事事件が人民検察院の管轄にかかわる事件である場合は、人民検察院の管轄に属する刑事事件を人民検察院に移送しなければならない。嫌疑のある主要な罪が公安機関の管轄に属する場合は公安機関が主要な捜査を行い、主要な罪が人民検察院の管轄に属する場合は公安機関がこれに協力する。

第22条① 公安機関と軍隊との相互にかかわる刑事事件は、次の各号に掲げる管轄によって分担する。

- 一 軍人が地方で罪を犯した場合は、当地の公安機関が事件を速やかに軍隊の治安維持部門に移送して軍隊の治安維持部門が捜査する。
- 二 地方の人員が軍隊軍営区域で罪を犯した場合は、軍隊の治安維持部門が事件を公安機関に移送して公安機関が捜査する。
- 三 軍人と地方の人員とが共同して軍隊の軍営区域で罪を犯した場合は、軍隊の治安維持部門が主要な捜査を行い、公安機関が協力する。ただし、地方で罪を犯した場合は、公安機関が主要な捜査を行い、軍隊の治安維持部門が協力する。

- 四 現役軍人が入隊する前に地方で罪を犯した場合には、刑事責任を追及すべきときは、公安機関が捜査し、軍隊の治安維持部門が協力する。
- 五 軍人が退役した後、その服役の期間中において軍隊の軍営で罪を犯したことが発見され刑事責任を追及すべき場合は、軍隊の治安維持部門が捜査し、公安機関が協力する。
- 六 軍人が退役した後、軍隊を離れている途中で犯罪を行った場合、又は入隊の手続が完了していない兵士が犯罪を行った場合は、公安機関が捜査する。
- 七 地方の武装部門の管理に属する民兵の武器倉庫、軍隊から地方の組織体に移送し又は賃貸した軍隊の営舎・兵舎・倉庫・空港・ふ頭、又は軍隊と地方との人員が雑居する営舎区域において発生した軍事の利益若しくは軍人の利益を侵害する以外の事件は、公安機関が捜査し、軍隊の治安維持部門が協力する。
- 八 軍隊が商工行政管理部門に登録して企業経営を管理している会社・工場・ホテル・飯店・劇場・映画場、又は軍隊と地方とが共同して出資した企業内で発生した事件については、公安機関が捜査し、軍隊の治安維持部門が協力する。

② 公安機関と軍隊との相互にかかわる事件を処理するにあたって、公安機関と軍隊の治安維持部門とは速やかに情報を交換し、協力を強化しなければならない。管轄に争いがある事件については、協議しなければならない、必要なときは、双方の上級機関が協議して解決することができる。

③ 本条にいう「軍人」とは、現役の軍人・軍隊の編制に所属する職員・軍隊の管理する退役した軍人を指す。

第23条① 公安機関と武装警察部隊の相互にかかわる刑事事件の管轄は、公安機関と軍隊が刑事事件の管轄を分担する原則によって行う。

② 武装警察部隊に所属する公安国境保安・消防・警備部門、又は黄金・交通・水利・電力・森林にかかわる武装警察部隊の人員が罪を犯した事件は、公安機関が管轄する。

第三章 回 避

第24条 公安機関の責任者及び捜査人員は、次の各号に掲げる事情の一つがある場合は、自ら回避しなければならない、当事者及びその法定代理人がそれらの者の回避を請求することもできる。

- 一 本件の当事者又は当事者の近親者である場合。
- 二 本人又はその近親者が当該事件と利害関係がある場合。
- 三 本件の証人・鑑定人・弁護士・訴訟代理人である場合。
- 四 本件の当事者とその他の関係があり、事件を公正に処理することに影響を与える可能性のある場合。

第25条 公安機関の責任者及び捜査人員が自ら回避をした場合は、回避の理由を説明しなければならない。口頭で回避の申請を行った場合は、事件の書類に記録しなければならない。

第26条 公安機関の責任者及び捜査人員は、当事者及びその委託者の招待又は贈り物

を受けてはならず、規定に違反して当事者又はその委託者と面会してはならない。規定に違反した場合は、法により法的責任を追及しなければならない。当事者及びその法定代理人がそれらの者に回避を請求することができる。

第27条 当事者及びその法定代理人が公安機関の責任者又は捜査人員の回避を請求するときは、申請書を提出しその理由を説明しなければならない。口頭で請求した場合には、公安機関はこれを事件書類に記録しなければならない。

第28条 捜査人員の回避は、県級以上の公安機関の責任者が決定する。県級以上の公安機関の責任者の回避は、同級人民検察院の検察委員会が決定する。

第29条 公安機関の責任者及び捜査人員に回避すべき事情の一つがあり、本人自らが回避しておらず、当事者及びその法定代理人も請求していない場合は、これらの者の回避について同級人民検察院の検察委員会又は県級以上の公安機関の責任者が決定する。

第30条 公安機関が回避の請求を却下する決定を行った場合は、当事者及びその法定代理人に告知しなければならない。当事者及びその法定代理人が不服とする場合は、「回避請求却下決定書」を受け取った日から5日以内に、決定した機関に一回の申立てを申請することができる。

第31条 当事者及びその法定代理人が回避請求却下決定を不服として申立てを申請した場合には、決定した機関は3日以内に申立てに対する決定を書面で申請者に通知しなければならない。

第32条① 捜査の過程において、鑑定人・記録人・翻訳人が回避する必要な場合は、県級以上の公安機関の責任者が決定する。

② 鑑定人・記録人・翻訳人の回避には、本章の規定を適用する。

第33条 回避が決定された公安機関の責任者・捜査人員・鑑定人・記録人・翻訳人が、回避の決定をした以前に行った訴訟活動は有効であるか否かについては、決定した機関が事件の状況により決定する。

第34条 回避の決定をする前、又は申立ての期間中において、公安機関の責任者及び捜査人員は事件の捜査を停止してはならない。

第四章 弁護士の刑事訴訟への参与

第35条 公安機関は、法により弁護士の執務を保障しなければならない、捜査の段階において弁護士は次の各号に掲げる業務を行うことができる。

- 一 公安機関に被疑者の疑われた罪名を尋ねること。
- 二 被疑者と面会し、被疑者に事件の状況を尋ねること。
- 三 被疑者のために法律の相談・申立ての代理・告訴を行うこと。
- 四 勾留されている被疑者のために立保証を申請すること。

第36条 公安機関は、被疑者に対し第一回の訊問又は強制措置を執った日から、法律の相談・申立ての代理・告訴のために弁護士を依頼する権利を持つことを被疑者に告知しなければならない、事件書類にこれを記録する。

第37条① 国家の秘密にかかわる事件について、公安機関は、弁護士を依頼することが公安機関の承認を必要とすることを被疑者に告知しなければならない。

② 国家の秘密にかかわる事件とは、事件の内容又は事件の性質が国家の秘密にかかわることを指す。刑事事件を捜査する過程における関係資料及び処理意見について秘密を保守すべきことを理由にこれを国家の秘密にかかわる事件としてはならない。

第38条① 被疑者は自ら弁護士を依頼することができ、その親族が代理して弁護士を依頼することもできる。

② 被疑者が弁護士を依頼する請求は、書面又は口頭で提出することができる。口頭で提出した場合は、公安機関が調書を作成して、被疑者が署名（押印）し又は指紋を押さなければならない。

第39条 拘禁されている被疑者が弁護士を依頼することを請求した場合には、看守所は速やかにその請求を事件処理の捜査機関に移送し、捜査機関は速やかにその者の依頼を受ける人員又は所在する弁護士事務所に請求の事項を伝達しなければならない。被疑者が弁護士の依頼のみを提出したが、依頼する具体的な対象を提出していない場合には、捜査機関は速やかに当地の弁護士協会又は司法行政機関に通知してその者のために弁護士を推薦させなければならない。

第40条 同一の事件における被疑者は、同一の弁護士を依頼してはならない。

第41条 国家の秘密にかかわる事件について、被疑者又はその親族が弁護士を依頼することを請求した場合には、県級以上の公安機関は、申請書を受け取った日から3日以内に承認か不承認の決定を行い、被疑者又はその親族に通知しなければならない。

第42条 国家の秘密にかかわる事件で、被疑者がすでに弁護士を依頼した場合には、公安機関は弁護士が捜査段階の訴訟活動に参加することができないことを依頼された弁護士及び被疑者に通知しなければならない。被疑者が弁護士を依頼することを堅持する場合は、公安機関の承認を受けなければならない。

第43条① 国家の秘密にかかわらない事件について、弁護士は被疑者との面会の承認を受ける必要がなく、公安機関は捜査の過程において保守すべき秘密を国家の秘密にかかわる理由として面会を不承認してはならない。

② 国家の秘密にかかわる事件について、弁護士が被疑者との面会を要求した場合は、「被疑者との面会申請表」に記入し、県級以上の公安機関の承認を受けなければならない。公安機関が面会を不承認した場合は、弁護士に理由を説明しなければならない。

第44条 弁護士が被疑者との面会を要求した場合には、公安機関は48時間以内に面会の手配をしなければならない。黒社会的な組織を結集し指導し、又はこれに参加する犯罪、横領賄賂犯罪等の重大で複雑な共同犯罪については、弁護士が被疑者との面会を要求した場合は、5日以内に面会の手配をしなければならない。

第45条 弁護士が拘禁されている被疑者と面会するときに通訳を必要とする場合は、公安機関の許可を受けなければならない。

第46条 弁護士が拘禁されている被疑者と面会するときに、公安機関は事件の状況及び必要に応じて係員を立ち合せることができる。

第47条① 弁護士が拘禁されている被疑者と面会する場合には、公安機関は弁護士職務証明書・弁護士事務所の紹介状及び委任状・公安機関の面会通知書・通訳人面会証明

書を確認しなければならない。国家の秘密にかかわる事件については、また公安機関の発行した「被疑者面会決定書」を確認しなければならない。

② 弁護士が拘禁されている被疑者と面会するときには、公安機関はその者に面会場所の規定の遵守事項を告知しなければならない。

第48条 弁護士が拘禁されている被疑者と面会するときには、法律の規定又は面会場所の規定に違反した場合には、立ち合わせている警察官は制止しなければならない。必要ときは、その面会を停止することを決定することができる。

第49条 弁護士が刑事訴訟において関係する規定に違反する行為を行った場合には、公安機関は直ちに制止して弁護士管理部門に通知しなければならない。

第五章 証 拠

第50条① 証拠とは、事件の真実の状況を証明するあらゆる事実を指す。

② 証拠には次の各号に掲げる七種類がある。

- 一 証拠物及び証拠書類。
- 二 証人の証言。
- 三 被害者の陳述。
- 四 被疑者の供述及び弁解。
- 五 鑑定結果。
- 六 検証調書及び検査調書。
- 七 視聴資料。

③ 前項の証拠は、調査を経て真実であることを確かめた後でなければ事件を認定する根拠とすることはできない。

第51条 公安機関は、法に定める手続に従って、被疑者の有罪又は無罪、犯罪の情状の軽重を立証できる各種の証拠を収集しなければならない。拷問による自白の強要・脅迫・誘引・欺瞞・その他の違法な方法による証拠収集を厳禁する。事件とかわりがあるか又は事件の内容を知るすべての公民が、証拠を客観的且つ十分に提供する条件を持つことができるようにするとともに、特別な状況のある場合を除いて、捜査への協力が得られるように保証しなければならない。

第52条① 公安機関は、関係する組織体及び個人から証拠を収集し又は取り調べるときには、ありのままに証拠を提供しなければならないことを告知しなければならない。

② 国家の秘密にかかわる証拠及び犯罪証拠を獲得する技術的な捜査措置については、その秘密を保守しなければならない。

③ すべての証拠偽造、証拠隠匿及び証拠隠滅の行為は、法律の追及を受けなければならない。

第53条① 公安機関が関係する組織体又は個人から実物の証拠を収集する場合は、県級以上の公安機関の責任者の承認を受けて「証拠収集通知書」を持たなければならない。

② 公安機関が関係する組織体から証拠書類を収集する場合は、提供者が署名し、その組織体が公印を押さなければならない。公安機関が個人から証拠書類を収集する場合

には、本人は誤りのないことを確認してから署名又は押印をしなければならない。

第54条① 事件の状況を知る者は、すべて証言する義務を負う。

② 生理的、精神的な欠陥を持つか又は年少であるために、是非の弁別ができず、正しく表現できない者は、証人になることはできない。

③ 証人が是非を弁別できるか又は正しく表現できるかについては、必要などときには、審査又は鑑定を行うことができる。

第55条① 公安機関は、証人及びその近親者の安全を保障しなければならない。

② 証人及びその近親者に対して脅迫し、侮辱し、殴打し又は打撃報復して犯罪を構成した場合は、法により刑事責任を追及しなければならない。刑事処分に達していない場合は、法により治安管理処罰を与える。

第56条 明らかにすべき事件の事実とは次の各号に掲げる事実である。

- 一 被疑者の身元。
- 二 立案して捜査する犯行の存否。
- 三 立案して捜査する犯行は被疑者による犯行であるか否か。
- 四 被疑者が行った犯行の動機及び目的。
- 五 犯行を実施した時間・場所・手段・結果・その他の情状。
- 六 被疑者の責任及びその他の共犯者との関係。
- 七 被疑者に法定の重い処罰若しくは軽い処罰を行い又は刑を軽減・免除する情状の存否。
- 八 事件と関係するその他の事実。

第57条① 収集された証拠書類は原本でなければならない。原本の収集に困難がある場合又は秘密保守を必要とする場合は、謄本又は複製本を収集することができる。

② 収集された証拠物は原物でなければならない。原物の運搬若しくは保存に不便な場合又は被害者に返還すべき場合は、原物の外形及び内容を反映できる写真を撮り又は録画をすることができる。

第58条 証拠書類の謄本・複製本、視聴資料の複製品、証拠物の写真・録画には、作成の過程に関する文字の説明及び原本・原物の保管場所の説明を付するとともに、作成者が署名又は押印しなければならない。

第59条 公安機関が作成する勾留承認請求書及び起訴意見書は、事実の真相に忠実でなければならない。故意に事実の真相を隠した場合は、責任を追及しなければならない。

第六章 強制措置

第一節 拘 引

第60条① 公安機関は、事件の状況に応じて拘引されるべき被疑者、又は召喚を受けても正当な理由がなく出頭しなかった被疑者について、その者の所在する市又は県の指定する場所に拘引して訊問を行うことができる。

② 拘引すべき場合は、「拘引承認報告書」を作成し、関係資料を付して、県級以上

の公安機関の責任者の承認を受けなければならない。

第61条① 公安機関が被疑者を拘引するにあたっては「拘引状」を開示しなければならない。拘引される者が「拘引状」に署名（押印）し又は指紋を押さなければならない。

② 被疑者が出頭した後、その者に対し「拘引状」に出頭した時間を記入させなければならない。訊問が終わった後、その者に「拘引状」に訊問の終了時間を記入させなければならない。被疑者が記入を拒絶した場合には、捜査人員は「拘引状」に明記しなければならない。

第62条① 拘引の持続時間は、12時間を超えてはならず、連続的拘引の形式で被疑者を拘禁してはならない。

② 拘引される者に対しその他の強制措置を変更する必要がある場合は、拘引の期間内に承認又は不承認の決定を行わなければならない。不承認の場合は、即時に拘引を解除しなければならない。

第二節 立保証

第63条 公安機関は、次の各号に掲げる事情の一つのある被疑者に立保証を行うことができる。

- 一 管制、拘留又は独立に適用する附加刑に処せられる可能性のある場合。
- 二 有期懲役以上の刑に処せられる可能性があり、立保証を取っても社会への危険性もない場合。
- 三 勾留すべき被疑者が重い病気にかかっている場合か、懐胎しているか又は自分の1歳未満の子に授乳している女子である場合。
- 四 逮捕された被疑者について証拠が勾留の条件を備えていない場合。
- 五 勾留を請求した後、検察機関が勾留請求を承認せず、再議又は再審査を行う必要がある場合。
- 六 被疑者が拘禁されている事件で、法定の期限内に終結できず、引き続き捜査する必要がある場合。
- 七 起訴を移送した後、検察機関が不起訴を決定して再議又は再審査を行う必要がある場合。

第64条 累犯、犯罪集団の主犯、自己傷害の方法で捜査を逃避する被疑者、国家の安全に危害を及ぼす犯罪、暴力犯罪及びその他の重大な犯罪の被疑者に対しては、立保証をしてはならない。

第65条 拘禁された被疑者・その法定代理人・近親者、又は勾留された被疑者が依頼する弁護士が立保証を申請する場合は、申請書を提出しなければならない。公安機関は申請書を受け取った日から7日以内に同意か不同意の回答を行わなければならない。立保証に同意した場合は、法により立保証の手続を行い、立保証に同意しない場合は、書面で申請者に通知して理由を説明しなければならない。

第66条 被疑者に対し立保証をする必要がある場合は、「立保証請求報告書」を作成し、立保証をする理由及び保証の方式を説明しなければならない。県級以上の公安機関の責任者の承認を受けて、「立保証決定書」を発行する。「立保証決定書」は被疑者に読み

上げ、被疑者が署名（押印）し又は指紋を押さなければならない。

第67条① 公安機関が被疑者に立保証を決定する場合は、被疑者に命じて保証人を提出させ又は保証金を納付させなければならない。

② 同一の被疑者に対しては、保証人と保証金とを同時に提出させてはならない。

第68条 立保証の条件に該当する被疑者が保証金を納付していないとともに、保証人を提出もしない場合は、居住監視を行うことができる。

第69条 保証人の方式による保証について、保証人は次の各号に掲げる条件に該当するとともに、公安機関の同意を受けなければならない。

- 一 本件と関係のない者。
- 二 保証の義務を履行する能力を持つ者。
- 三 政治的権利を有し、人身の自由の制限を受けていない者。
- 四 固定の住所及び収入を持つ者。

第70条 保証人は次の各号に掲げる義務を履行しなければならない。

- 一 被保証人を監督して本規定第86条の規定を遵守させなければならない。
- 二 被保証人が本規定第86条の規定に違反する行為を行う可能性があり又はすでに違反した場合は、速やかに立保証を執行する公安機関に報告しなければならない。

第71条 保証人は、「保証書」を作成し、それに署名し又は押印しなければならない。被保証人が遵守すべき規定に違反したにもかかわらず保証人が報告していない場合は、調査により認めたとき、県級以上の公安機関の責任者の承認を受けて、「保証人に対する過料決定書」を発行し、保証人に過料を課する。犯罪を構成した場合は、法により刑事責任を追及しなければならない。

第72条① 公安機関は、保証人に過料を決定する場合には、保証人に宣告しなければならない。過料の決定を不服とする場合には「保証人に対する過料決定書」を受け取った日から5日以内に一級上の公安機関に一回の申立てを請求することができることを保証人に告知しなければならない。

② 一級上の公安機関は、申立て請求書を受け取った日から7日以内に決定を行わなければならない。上級公安機関が過料の決定を取消し又は変更した場合は、下級公安機関が執行しなければならない。

第73条 被疑者が保証人による保証を立てる場合には、保証人が立保証の期間中ににおいて事情が変化したために、引き続き保証人を担当する意思がないか又は保証の条件を喪失したときは、被疑者に命じて改めて保証人を提供させ又は保証金を納めさせなければならない。

第74条① 被疑者に保証金を納めさせる場合は、厳格な審査をした後、県級以上の公安機関の責任者が承認する。

② 被疑者に多額の保証金を納めさせる場合は、地区（市）級以上の公安機関の責任者が承認する。

第75条① 保証金の額は、当地の経済発展の水準、被疑者の経済的状況、事件の性質・情状・社会的危険性・処罰の軽重等の事情に基づいて、総合的に判断して確定しなければならない。

② 保証金は、人民幣又は中国の金融機関で兌換できる貨幣の形式で納めなければならない。

第76条① 保証金は、被疑者又はその親戚・友人・法定代理人・勤め先が公安機関の指定する銀行の専用口座で納める。

② 留置、転出、流用又はその他の形式で保証金を着服してはならない。

第77条 公安機関は、被疑者に保証金を納めることを通知するときに、遵守すべき規定及びその規定に違反する場合に負うべき結果を告知しなければならない。

第78条 被疑者が立保証の期間中において関係の規定に違反した場合には、公安機関はその違法行為の情状に基づいて一部又は全部の保証金を没収することを決定するほか、状況により反省書を提出させ、保証金を改めて納付させ、保証人を改めて提出させ、居住監視に変更し、又は人民検察院に勾留の承認を請求することができる。

第79条① 保証金を没収する必要がある場合は、厳格な審査を経た後、県級以上の公安機関の責任者が承認して「保証金没収決定書」を発行する。

② 比較的多額の保証金の没収を決定する場合は、地区（市）以上の公安機関の責任者の承認を受けなければならない。

第80条① 公安機関は、保証金の没収を決定した日から7日以内に被疑者に宣告し、その者に対し「保証金没収決定書」に署名（押印）させ又は指紋を押させなければならない。被疑者が逃亡している場合は、被疑者の家族・法定代理人・勤め先に宣告するとともに、その家族・法定代理人・勤め先の責任者に対し「保証金没収決定書」に署名又は押印させなければならない。

② 被疑者・その家族・法定代理人・勤め先の責任者が署名又は押印を拒否した場合には、公安機関は「保証金没収決定書」にこれを明記しなければならない。

第81条① 公安機関は、被疑者に「保証金没収決定書」を宣告するとき、保証金没収の決定を不服とする場合に5日以内に一級上の公安機関に一回の申立てを申請できることを告知しなければならない。

② 一級上の公安機関は、申立て申請書を受け取った日から7日以内に決定を行わなければならない。上級公安機関が保証金没収の決定を取消し又は変更した場合は、下級公安機関がこれを執行しなければならない。

第82条 被疑者の保証金を没収する決定がすでに申立ての期限を過ぎているか又は申立てを経た場合には、公安機関は速やかに指定されている銀行に通知して没収された保証金を国家の関係ある規定により国庫に納付させなければならない。

第83条 被疑者が立保証の期間中に本規定第86条の関係規定に違反しない場合、又は本規定第168条の事情の一つがある場合には、公安機関は立保証を解除するとともに、保証金の全額を被疑者に返還しなければならない。

第84条 保証金を返還する決定は、厳格な審査を受けて県級以上の公安機関の責任者が承認して「保証金返還決定書」を発行する。

第85条 公安機関は被疑者に保証金の返還を決定した後、被疑者に対し立保証を解除するとともに、指定されている銀行に通知して保証金の全額を被疑者に返還させなければならない。被疑者は「保証金返還決定書」に署名（押印）し又は指紋を押さなければならない。

らない。

第86条 公安機関は、立保証とされている被疑者に次の各号に掲げる事項を遵守すべきことを告知しなければならない。

- 一 執行機関の承認を受けず居住している市又は県を離れてはならないこと。
- 二 召喚を受けた場合は時間通りに出頭すること。
- 三 いかなる形でも証人が証言することを妨害してはならないこと。
- 四 証拠隠滅、証拠偽造又は供述の口裏合わせをしてはならないこと。

第87条 公安機関は、立保証を決定した場合には、速やかに被疑者の居住地の派出所に通知して執行させなければならない。

第88条① 人民法院又は人民検察院が立保証を決定した場合には、事情に応じて次のように処理する。保証人による保証の場合については、執行を担当する県級公安機関は法律文書及び関係資料を受け取った後、立保証とされた者を確認して、速やかに被疑者・被告人の居住地の派出所を指定して執行させなければならない。保証金による保証の場合については、執行を担当する県級公安機関は法律文書及び関係資料を受け取った後、速やかに立保証とされた者に通知して保証金を納めさせるとともに、被疑者・被告人の居住地の派出所を指定して執行させなければならない。

② 立保証とされた者又は保証人が遵守すべき規定に違反した場合には、公安機関は、保証金を没収するか又は保証人に過料を課するかを決定するとともに、執行の状況を立保証の原決定機関に速やかに通知しなければならない。

③ 人民法院又は人民検察院が立保証の解除又は変更を決定した場合には、公安機関は人民法院又は人民検察院の決定書に基づいて立保証を解除するとともに、保証金を返還しなければならない。

第89条 立保証とされた被疑者・被告人は、正当な理由がないかぎり、居住している市若しくは県又は住所を離れてはならず、正当な理由があり居住している市又は県を離れる必要がある場合には、立保証を執行する県級公安機関の承認を受けなければならない。公安機関は、人民法院又は人民検察院が立保証を決定した場合について、この承認を決定する前に原決定機関の同意を受けなければならない。

第90条 立保証を執行する派出所は、次の各号に掲げる職責を履行しなければならない。

- 一 被疑者・被告人が関係する規定を遵守することを監督し、考察すること。
- 二 保証人が保証の義務を履行することを監督すること。
- 三 被疑者・被告人が遵守すべき規定に違反し又は保証人が保証の義務を履行しない場合には、速やかに決定した機関に通知すること。
- 四 立保証の期間が満了する10日前に原決定した機関に通知すること。

第91条 立保証を執行する派出所は、立保証とされた被疑者・被告人に定期的に関係する状況を報告することを命じるとともに、調書を作成しなければならない。

第92条① 公安機関は、立保証の期間中において事件に対する捜査を中断してはならず、立保証とされた被疑者・被告人に対して事件の状況に応じて強制措置を変更するか又は立保証を解除しなければならない。

② 立保証は、最長で12箇月を超えてはならない。

第93条 立保証を解除する必要がある場合には、原決定した機関は立保証解除決定書及び通知書を作成して執行機関に送達し、執行機関は速やかに立保証とされた被疑者・被告人にこれを通知しなければならない。

第三節 居住監視

第94条 公安機関は、次の各号に掲げる事情の一つがある被疑者に対し居住監視を行うことができる。

- 一 管制、拘留又は独立に適用する附加刑に処せられる可能性のある場合。
- 二 有期懲役以上の刑に処せられる可能性があり、居住監視を執っても社会への危険性もない場合。
- 三 勾留すべき被疑者が重い病気にかかっているか、懐胎しているか又は自分の1歳未満の嬰兒に授乳している場合。
- 四 逮捕された被疑者について証拠が勾留の条件を具備していない場合。
- 五 勾留を請求した後、検察機関が勾留を承認せず、再議又は再審査を行う必要がある場合。
- 六 被疑者が拘禁されている事件について、法定の期限内に終結できず引き続き捜査する必要がある場合。
- 七 起訴に移送した後、検察機関が不起訴を決定して再議又は再審査を行う必要がある場合。

第95条 被疑者に対する居住監視は、「居住監視請求書」を作成し、県級以上の公安機関の責任者が承認して「居住監視決定書」を発行する。

第96条① 公安機関は、被疑者に居住監視を決定した場合には、被疑者に「居住監視決定書」を宣告しなければならない、被疑者に署名（押印）させ又は指紋を押させるとともに、執行を担当する派出所に通知しなければならない。

② 公安機関は、事件の状況に応じて居住監視の期間中において居住監視される被疑者の身分証明書、自動車（船）運転免許を留置することができる。

第97条 公安機関は、居住監視とされた被疑者に次の各号に掲げる規定を遵守すべきことを告知しなければならない。

- 一 執行機関の承認を受けず住所を離れてはならず、固定の住所のない者は承認を受けず指定された居所を離れてはならないこと。
- 二 執行機関の承認を受けず同居者及び依頼した弁護士以外の者と面会してはならないこと。
- 三 召喚を受けた場合は時間通りに出頭すること。
- 四 証拠隠滅、証拠偽造又は供述の口裏合わせをしてはならないこと。

第98条① 固定の住所とは、被疑者が事件処理機関の所在する市又は県内に生活する合法的な住所を指す。指定の居所とは、公安機関が事件の状況に基づいて事件処理機関の所在する市又は県内に被疑者のために指定する生活の居所を指す。

② 公安機関は、専門的居住監視場所を設置する形で被疑者を拘禁してはならず、看

守所・行政拘留所・留置室・公安機関の業務執行場所で居住監視を執行してはならない。

第99条 居住監視とされた被疑者が遵守すべき規定に違反して次の各号に掲げる事情の一つがある場合には、公安機関は勾留を請求しなければならない。

- 一 居住監視の期間中に逃亡した場合。
- 二 暴力又は脅迫の手段で証人の証言を妨害した場合。
- 三 証拠隠滅、証拠偽造又は供述の口裏合わせをした場合。
- 四 居住監視の期間中においてさらに犯罪活動を行った場合。
- 五 本規定第97条に規定するその他の行為を行い、情状が重い場合。

第100条 居住監視とされた者が正当な理由で住居又は指定する居所を離れることを請求した場合には、執行を担当する派出所は県級公安機関に報告してその承認を受けなければならない。人民法院又は人民検察院が決定した居住監視については、公安機関はその承認を決定する前に原決定機関の同意を受けなければならない。

第101条 公安機関が居住監視を決定した場合は、被疑者の住所又は指定される居所地の派出所が執行する。

第102条① 人民法院又は人民検察院が居住監視を決定した場合には、執行を担当する県級公安機関は、法律文書及び関係資料を受け取って居住監視とされた者を確認した後、速やかに居住監視された者に住所を指定し又はその者の居所地の派出所に通知して執行させなければならない。

② 被疑者・被告人が遵守すべき規定に違反した場合には、居住監視を執行する県級公安機関は、速やかに原決定機関に通知しなければならない。

③ 人民法院又は人民検察院が居住監視を解除し又は変更する決定を行った場合には、公安機関は原決定機関の決定書により居住監視を解除しなければならない。

第103条① 公安機関は、居住監視の期間中において事件の捜査を中断してはならず、事件状況の変化に応じて居住監視とされた被疑者に対し居住監視を解除するか又は強制措置を変更しなければならない。

② 居住監視の期間は、最長6箇月を超えてはならない。居住監視の期間が満了する10日までに、執行機関は原決定機関に通知しなければならない。

第104条① 居住監視の解除は、県級以上の公安機関の責任者が承認するとともに、「居住監視解除決定書」を発行する。

② 居住監視を解除するときには、執行機関は居住監視とされた者及びその勤め先に速やかに通知しなければならない。

第四節 逮捕

第105条 公安機関は、現行犯又は重大な容疑者について、次の各号に掲げる事由の一つがあるときには、直ちに逮捕することができる。

- 一 現に犯罪を準備中であるか、犯罪を実行中であるか、又は犯行直後であるとき。
- 二 被害者又は現場で目撃した者が、犯人であると認めたとき。
- 三 身辺又は住居で犯罪の証拠が発見されたとき。

- 四 犯行の後自殺・逃亡を企図し、又は逃亡中であるとき。
- 五 証拠隠滅、証拠偽造、又は供述の口裏合わせをする可能性があるとき。
- 六 真実の氏名、住所を言わず、身元が不明であるとき。
- 七 放浪中に犯罪を引き起こし、何回も罪を犯し、又は集団的犯罪を行う重大な疑いのあるとき。

第106条① 被疑者を逮捕するときは、「逮捕請求報告書」を作成し、県級以上の公安機関の責任者が承認して、「逮捕状」を発行する。逮捕を執行するときは、「逮捕状」を提示し、被逮捕者に逮捕状に署名（押印）させ又は指紋を押させなければならない。被逮捕者が拒否した場合には、捜査人員はこれを明記しなければならない。

② 本規定第105条に掲げる事由の一つがあり、緊急な事情のために逮捕の手続を行うことはできない場合は、被疑者を公安機関に連行した後に直ちに法律手続を補完しなければならない。

第107条 公安機関は、逮捕後の24時間以内に被逮捕者を訊問しなければならない。逮捕が不当であることを発見した場合は、県級以上の公安機関の責任者の承認を受けて「釈放通知書」を発行し、看守所が「釈放通知書」に基づいて被逮捕者に「釈放証明書」を発行して直ちに釈放しなければならない。

第108条① 公安機関は、逮捕後の24時間以内に「逮捕通知書」を作成し、被逮捕者の家族又はその者の勤め先に送達しなければならない。ただし、次の各号に掲げる事情の一つがある場合は、県級以上の公安機関の責任者の承認を受けて通知をしなくてもよい。

- 一 同一事件のその他の被疑者が逃亡し、又は証拠を隠滅・毀損・偽造する可能性のあるとき。
- 二 真実の氏名、住所を言わず、身元が不明であるとき。
- 三 その他捜査を妨害するか又は通知することのできないとき。

② 以上の事情が消滅した後、直ちに被逮捕者の家族又はその者の勤め先に通知しなければならない。

③ 24時間以内に通知していない場合は、逮捕通知書に明記しなければならない。

第109条① 審査により、逮捕された被疑者を勾留すべきと認めた場合は、逮捕後の3日以内に人民検察院に勾留承認を請求しなければならない。特別な場合には、県級以上の公安機関の責任者の承認を受けて勾留承認の請求期間は、1日ないし4日を延長することができる。

② 放浪中に犯罪を引き起こし、何回も罪を犯し又は集団的犯罪を行う重大な容疑者について、県級以上の公安機関の責任者の承認を受けて勾留承認の請求期間は30日まで延長することができる。

第110条① 放浪中に犯罪を引き起こすとは、市・県による管轄の範囲を越えて連続的に犯罪を犯し、又は居所地で犯罪を犯してその他の市・県に逃亡して引き続き犯罪を行うことを指す。

② 何回も罪を犯すとは、3回以上の犯罪を行うことを指す。

③ グループ的犯罪とは、2人以上共同して犯罪を行うことを指す。

第111条 逮捕の期間を延長する必要がある場合には、事件処理の部門は逮捕の期間が満了する24時間前に「逮捕期限延長請求報告書」を作成して、県級以上の公安機関の責任者が承認する。

第112条① 被疑者が真実の氏名又は住所を言わず、身元が不明である場合について、30日以内に勾留承認を請求することができないときには、県級以上の公安機関の責任者の承認を受けて、逮捕の期間はその者の身元を明らかにした日から起算する。ただし、その者の犯行に対する捜査は停止されてはならない。

② 犯罪事実を証明できる証拠がある事件については、その者の自称した氏名により勾留承認を請求することができる。

第113条 逮捕された被疑者を審査した後、事件の状況に基づいて県級以上の公安機関の責任者の承認を受けて、次の各号に掲げる事項により処理する。

- 一 勾留する必要がある場合は、逮捕の期限内に法により勾留承認の請求手続を行う。
- 二 刑事責任を追及すべきであるにもかかわらず、勾留する必要がある場合は、立保証又は居住監視の手続を行った後、直接に人民検察院に送致する。
- 三 逮捕の期限内に犯罪事実を明らかにしていない場合は、立保証又は居住監視の手続を行い、引き続き捜査する。
- 四 本規定第168条に規定する事情の一つがある場合は、事件を取消し被逮捕者を釈放して釈放証明書を発行する。行政処罰を与える必要がある場合は、法により処理する。

第114条 人民検察院が被疑者の逮捕を決定した場合には、県級以上の公安機関は人民検察院が逮捕を決定した法律文書に基づいて「逮捕状」を発行して直ちに執行する。必要ときは、人民検察院の協力を要請することができる。逮捕した後、速やかに人民検察院に通知して訊問を行わせ、人民検察院が被逮捕者の家族又はその者の所在する勤め先に通知する。

第五節 勾 留

第115条① 証拠により証明できる犯罪事実があり、懲役以上の刑に処せられる可能性のある被疑者に対し、立保証又は居住監視等の方法によっても、なお社会への危険の発生を防止するのに十分でなく勾留の必要がある場合は、直ちに法により勾留しなければならない。

② 勾留しなければならない被疑者であっても、重い病気にかかっているか又は懐胎中若しくは自分の子に授乳中の女子である場合は、立保証又は居住監視の方法を講じることができる。

第116条① 証拠により証明できる犯罪事実とは、次の各号に掲げる事実を同時に備えることを指す。

- 一 犯罪事実が発生したことを証明できる証拠を有すること。
- 二 犯罪事実を被疑者が行ったことを証明できる証拠を有すること。
- 三 被疑者が犯罪行為を行ったことを証明する証拠を調査によりすでに明らかにした

こと。

② 犯罪事実は、被疑者が実行した数個の犯行のうちの一つでもよい。

第117条 被疑者を勾留する必要がある場合は、県級以上の公安機関の責任者の承認を受けて、「勾留承認請求書」三部を作成し、事件書類及び証拠とともに同級の人民検察院に移送しなければならない。

第118条① 人民検察院が勾留不承認をするほか、補充捜査を通知した場合には、公安機関は人民検察院の補充捜査項目の要求に基づいて補充捜査を行わなければならない。

② 公安機関は、補充捜査をした後、勾留の条件に該当すると認めた場合には、さらに勾留承認を請求しなければならない。

第119条 人民検察院が勾留不承認の理由を説明していない場合には、公安機関は人民検察院に理由を説明するよう要求することができる。

第120条① 人民検察院の勾留不承認の決定について、公安機関は勾留不承認の決定書を受け取った後、拘禁されている被疑者を釈放し「釈放証明書」を発行しなければならない。その勾留不承認の執行通知書を3日以内に勾留不承認をした人民検察院に送達しなければならない。

② 拘禁されているが、勾留不承認をした被疑者に対して、公安機関は補充捜査又は再議の請求を行うべきであると認めた場合には、勾留を立保証又は居住監視に変更することができる。

第121条① 公安機関は、人民検察院の勾留不承認の決定に誤りがあり再議を必要すると認めた場合には、5日以内に「再議請求意見書」を作成し、県級以上の公安機関の責任者の承認を受けて同級の人民検察院に送付して再議をさせなければならない。

② 再議の意見が受け入れられない場合には、再審査を必要すると認めたときは、5日以内に「再審査請求意見書」を作成し県級以上の公安機関の責任者の承認を受けて人民検察院の「再議決定書」とともに一級上の人民検察院に送付して再審査を請求しなければならない。

第122条 人民検察院の「勾留承認決定書」を受け取った後、県級以上の公安機関の責任者は「勾留状」を発行し直ちに執行し、勾留執行状況の通知書を勾留承認の人民検察院に送達しなければならない。執行することのできない場合でも執行状況の通知書を人民検察院に送達するとともに、執行不能の理由を明記しなければならない。

第123条① 勾留を執行するときは、被勾留者に「勾留状」を示さなければならない。被勾留者に対し「勾留状」に署名（押印）させ又は指紋を押せなければならない。被勾留者が拒否した場合は、これを明記しなければならない。

② 勾留を執行する人員は、少なくとも2人でなければならない。

第124条 勾留した後24時間以内に被勾留者に訊問を行わなければならない。勾留する必要があることを発見した場合は、県級以上の公安機関の責任者の承認を受けて、「釈放通知書」を発行しなければならない。看守所は、「釈放通知書」に基づいて被勾留者に「釈放証明書」を交付して直ちにその者を釈放し、釈放の理由を書面で原勾留承認の人民検察院に通知しなければならない。

第125条① 被疑者を勾留した場合は、勾留後24時間以内に「勾留通知書」を作成し、被勾留者の家族又はその者の勤め先に送達しなければならない。ただし、次の各号に掲げる事情の一つがある場合は、県級公安機関の責任者の承認を受けて通知しなくてもよい。

- 一 同一事件のその他の被疑者が逃亡し、又は証拠を隠滅・毀損・偽造する可能性がある場合。
- 二 真実の氏名又は住所を言わず、身元が不明である場合。
- 三 その他捜査を妨げるか又は通知できない場合。

② 前項の事情が消滅した場合は、直ちに被勾留者の家族又はその者の勤め先に通知しなければならない。

③ 24時間以内に通知していない場合は、勾留通知書に明記しなければならない。

第126条① 人民法院又は人民検察院が被疑者・被告人の勾留を決定した場合には、県級以上の公安機関は人民法院又は人民検察院の勾留を決定する法律文書に基づいて「勾留状」を発行して直ちに執行し、執行状況の通知書を原決定機関に送達しなければならない。執行することのできない場合も執行不能の理由を説明して原決定機関に送達しなければならない。必要なときは、人民法院又は人民検察院に執行の協力を要請することができる。

② 勾留した後、人民法院又は人民検察院に速やかに通知して訊問を行わせ、人民法院又は人民検察院が被勾留者の家族又はその者の所在する勤め先に通知しなければならない。

第六節 拘禁の期限

第127条 被疑者を勾留した後の捜査拘禁期限は、2箇月を超えてはならない。事件の状況が複雑で期限内に事件を終結することができない場合は、「拘禁期限延長請求意見書」を作成し、県級以上の公安機関の責任者の承認を受けて、期限が満了する7日前までに同級の人民検察院を通じて一級上の人民検察院に1箇月の延長を請求することができる。

第128条 次の各号に掲げる事件が本規定第127条に規定する期限内に捜査を終結することができない場合は、「拘禁期限延長請求意見書」を作成し、県級以上の公安機関の責任者の承認を受けて、期限が満了する7日前までに同級人民検察院に送付して、省・自治区・直轄市の人民検察院に2箇月の延長を請求することができる。

- 一 交通が極めて不便で辺鄙な地区の重大で複雑な事件。
- 二 犯罪集団による重大な事件。
- 三 放浪中に犯罪を犯す重大で複雑な事件。
- 四 犯罪が広い範囲にわたり、証拠を収集することに困難のある重大で複雑な事件。

第129条 被疑者が10年の懲役以上の刑に処せられる可能性があり、本規定第127条及び第128条の規定により期限を延長してもなお捜査を終結することができない場合は、「拘禁期限延長承認請求意見書」を作成し県級以上の公安機関の責任者の承認を受けて、期限が満了する7日前までに同級人民検察院を通じて省・自治区・直轄市の人民検察院

に送付してさらに2箇月の延長を請求することができる。

第130条 捜査の期間中において、被疑者による別の重大な犯行を発見した場合は、発見した日から5日以内に県級以上の公安機関の承認を受けた後、「拘禁期間計算変更通知書」を作成し捜査拘禁の期間を改めて計算して、看守所に送達するとともに、承認した原人民検察院に登録させなければならない。

第131条 被疑者が真実の氏名又は住所を言わず、身元が不明である場合には、捜査拘禁の期間はその者の身元を明らかにした日から起算する。ただし、その者の犯行に対する捜査及び証拠の収集を停止してはならない。犯罪事実が明らかになり、証拠が確実に十分である場合は、その者の自称した氏名で人民検察院の起訴審査に付することができる。

第七節 その他の規定

第132条 留置され検問された被疑者に対して逮捕・勾留・立保証・居住監視を行う必要がある場合は、留置の期間内に法律手続を行わなければならない。

第133条① 被疑者に対し拘引・逮捕・勾留・護送を行う過程において、法により制約的な警具を使用することができる。

② 未成年者の犯罪事件を処理するときは、警具を使用してはならない。ただし、暴行・逃亡・自殺・自己傷害等の現実的な危険がある場合はこの限りでない。

第134条 公安機関は、被疑者に対し執っている強制措置が不当であることを発見した場合には、速やかに取消し又は変更しなければならない。公安機関が勾留された者を釈放し又は強制措置を変更するときは、原承認の人民検察院に通知しなければならない。

第135条 被疑者及びその法定代理人、近親者又はその者の依頼する弁護士が、公安機関の執った強制措置が法定の期限を超えているために公安機関に強制措置の解除を請求した場合には、公安機関は被疑者を釈放し、立保証・居住監視を解除し又は強制措置を変更しなければならない。

第136条 立保証・居住監視を逮捕・勾留に変更するときは、原強制措置は自動的に解除され、解除の法律手続を行わない。

第137条 立保証・居住監視とされた被疑者が遵守すべき規定に違反したが犯罪を構成しない場合には、公安機関は法により治安管理処罰を与えることができる。

第138条 立保証・居住監視期間中において起訴審査に移送した後、立保証・居住監視の手続を改めて行うか否か、又は強制措置を変更するか否かについては、人民検察院が決定する。人民検察院は改めて立保証・居住監視を決定した場合、又は強制措置を変更した場合には、公安機関は原強制措置を解除しなければならない。

第139条 未成年者の犯罪事件を処理するときは、強制措置を厳格に制限するか、又は可能な限り使用しないようにしなければならない。

第140条 公安機関が、県級以上の各級人民代表大会の代表に対し逮捕又は勾留請求を行うときは、書面でその者の所属する人民代表大会主席団又は常務委員会に報告してその許可を受けなければならない。

第141条① 公安機関は、現行犯又は重大な容疑者を先行に逮捕する場合には、その者が県級以上の人民代表大会の代表であることを発見したときには、速やかにその者の所属する人民代表大会主席団又は常務委員会に報告しなければならない。

② 公安機関は、逮捕又は拘留を執行する期間中において、執行されている者が県級以上の人民代表大会の代表であることを発見した場合には、執行を暫定的に停止し、決定又は承認をした機関に報告しなければならない。逮捕又は拘留を執行した後において、執行された者が県級以上の人民代表大会の代表であることを発見した場合には、直ちに執行を解除して決定又は承認をした機関に報告しなければならない。

第142条 公安機関は、法により郷・民族郷・鎮の人民代表大会の代表に対し逮捕又は拘留を執行するときには、執行した後、直ちにその者の所属する人民代表大会に報告しなければならない。

第143条 公安機関は、法により人民代表大会の代表又は政治協商委員会の委員に対し拘引・立保証・居住監視を行うときには、関係状況をその者の所属する人民代表大会又は政治協商委員会に通知しなければならない。

第144条 公安機関は、法により政治協商委員会の委員に対し逮捕又は拘留を執行する前に、その者の所属する委員会に状況を通報しなければならない。緊急なときは、執行の期間中又は執行した後直ちに通知しなければならない。

第七章 拘 禁

第145条 逮捕又は拘留された被疑者・被告人については、直ちに看守所に移送してこれを拘禁しなければならない。

第146条① 看守所は、公安機関が発行する「逮捕状」又は「拘留状」により逮捕又は拘留された被疑者・被告人を収監しなければならない。

② 脱獄逃亡している者を指名手配し、又は追跡・護送する必要に応じるために臨時的に収容するときは、「指名手配令」又はその他の法律文書に基づいて収容するとともに、収容地における県級以上の公安機関の責任者の承認を受けなければならない。

第147条 看守所が被疑者・被告人を収容するときは、健康診断を行って記録を作成しなければならない。拘禁が不当であることを発見した場合は、事件の主管機関に報告して法により強制措置を変更させなければならない。

第148条① 看守所が被疑者・被告人を収容するときは、その者の身体及び携帯している物品を厳格に検査しなければならない。禁制品を発見した場合はこれを没収しなければならない。犯罪にかかわる証拠又はその疑いのある物品を発見した場合は、記録を作成し、被拘禁者が署名（押印）し又は指紋を押した後、事件の主管機関に移送しなければならない。

② 女子の身体を検査するときは、女子の職員が行わなければならない。

第149条 事件を移送する場合には、被拘禁者に対し拘禁の変更手続を行う必要があるとき、事件を移送する機関は「拘禁変更状」を作成し公の印鑑を押して事件書類とともに移送しなければならない。移送を受理する機関は「拘禁変更状」に公の印鑑を押して受け取った時間を明記し、速やかに看守所に移送しなければならない。看守所はその

「拘禁変更状」に基づいて拘禁の変更手続を行って執行状況通知書を速やかに移送機関に差し戻さなければならない。

第150条 看守所は、被疑者・被告人の拘禁期間が満了する7日前に事件の主管機関に通知しなければならない。拘禁の期限を超えている場合は、速やかに事件の主管機関に通知するとともに、所属する公安機関の責任者に報告しなければならない。

第151条 期間の延長が承認され又は拘禁期間が改めて計算される場合には、主管機関は原期間が満了する前に書面で看守所に通知しなければならない。

第152条 被拘禁者が重い病気にかかっているか、又は逃亡し若しくは死亡した場合には、看守所は法により相応な措置を講じるとともに、速やかに事件の主管機関に報告しなければならない。

第153条① 被拘禁者が申立て又は上訴を提起する場合には、看守所は速やかに関係する機関に移送しなければならない、遅延・留置・阻止をしてはならない。

② 司法職員を告発し又は告訴する場合には、看守所は直ちに所属する公安機関及び人民檢察院に報告しなければならない。

第154条 被疑者・被告人が依頼する弁護士、又は人民法院の許可したその他の弁護士が被疑者・被告人と面会することを請求した場合には、看守所はその者の証明書及び関係ある証明文書を確認して、本規定第4章の規定又は人民法院若しくは人民檢察院の関係規定により面会を手配しなければならない。

第八章 立案、検挙及び取消

第一節 事件の受理

第155条 公安機関は、公民が捕まえて引き渡した事件、通報・告訴・告発の事件又は被疑者の自首事件を直ちに受理しなければならない。事情の状況を聞いて調書を作成し、読み上げ、誤りのないことを確認した後、引渡した公民・通報人・告訴人・告発人に署名又は押印をさせなければならない。必要なときは、公安機関が録音することができる。

第156条 公安機関は、事件を受理するとき、「刑事事件受理登録表」を作成しなければならない、公安機関が刑事事件を受理する原資料として調べるためにこれを保管する。

第157条 告訴及び告発を受理する公安機関の職員は、告訴人・告発人に誣告となる場合に負うべき法律的責任を説明しなければならない。ただし、事実を捏造し、証拠を偽造する者でなければ告訴・告発の事実と食い違いがあり、甚しく誤った訴えであっても、誣告とは厳格に区別しなければならない。

第158条① 公安機関は、現行犯人を引き渡した者・通報人・告訴人・告発人・それらの近親者の安全を保障しなければならない。

② 現行犯人を引き渡した者・通報人・告訴人・告発人が、自己の氏名・引渡・通報・告訴・告発の行為を公にすることを欲しない場合は、その秘密を守らなければならない。

第159条① 公安機関は、受理した事件又は発見した犯罪の手がかりを迅速に審査し

なければならない。

② 審査によって犯罪事実があるが、自分の管轄に属しない事件については、24時間以内に県級以上の公安機関責任者の承認を受けて、「事件移送通知書」を発行して管轄権を持つ機関に移送しなければならない。

③ 自分の管轄に属しないが、緊急な措置を講じる必要がある場合は、まず緊急措置を講じた後、手続を補完して主管機関に移送しなければならない。

第160条 審査を経て、告訴を待つて処理する事件又は被害者が軽微な刑事事件を証明できる証拠がある事件については、事件の書類及び関係ある証拠を管轄権を持つ人民法院に移送して、当事者に対し人民法院に起訴することができることを告知しなければならない。

第161条 審査を経て、刑事責任を負うべきに達していないにもかかわらず行政処分を与える必要がある事件については、法により処理する。

第二節 立案

第162条① 公安機関が事件を受理した後、審査を経て、犯罪事実があり刑事責任を追及する必要があると認め、かつ、自分の管轄に属する事件については、事件受理部門は「刑事事件立案報告書」を作成し、県級以上の公安機関責任者の承認を受けて立案する。

② 犯罪事実がない場合、犯罪の情状が著しく軽く、刑事責任を追及する必要がない場合、又はその他刑事責任を追及すべきでない事情がある場合については、事件受理部門は「不立案請求報告書」を作成し、県級以上の公安機関責任者の承認を受けて立案しない。

第163条① 告訴人がある事件で不立案を決定した場合には、公安機関は「不立案通知書」を作成して7日以内に告訴人に送達しなければならない。

② 告訴人が不立案の決定を不服とする場合には、「不立案通知書」を受け取った日から7日以内に原決定の公安機関に申立てを提出することができる。原決定の公安機関は申立て申請書を受け取った日から10日以内に決定を行い、書面で告訴人に通知しなければならない。

第164条① 人民検察院が不立案の理由を説明することを要求する事件については、7日以内に「不立案理由説明書」を作成し、県級以上の公安機関責任者の承認を受けて人民検察院に通知しなければならない。

② 人民検察院が不立案の理由が成立することができないと認める場合には、公安機関は人民検察院の立案通知書を受け取った日から15日以内に立案を決定するとともに、立案決定書を人民検察院に送達しなければならない。

第165条 疑義のある事件、複雑な事件、重大な事件及び特に重大な事件について立案捜査を決定した場合は、次の各号に掲げる捜査業務の計画を作成しなければならない。

- 一 事件の手がかりの由来の信頼性及び容疑の範囲等の事件状況に対する初歩の分析及び判断を行う。

- 二 捜査の方向及び範囲。
- 三 事件を解明するために講じるべき措置。
- 四 捜査人員の組織及び責任分担。
- 五 関係部門の協力に関する具体的な方法。
- 六 捜査において遵守すべき制度及び規定。
- 七 謀議的犯罪事件に対して破壊を制止し損失を防止する措置。

第三節 検挙及び事件の取消

第166条 事件を検挙するのは次の各号に掲げる条件を必要とする。

- 一 犯罪事実が証拠で証明されたとき。
- 二 犯罪事実が被疑者により行われたことを証明する証拠があるとき。
- 三 被疑者又は主要な被疑者が確保されたとき。

第167条① 検挙の条件に該当する事件については、事件処理部門は検挙報告書を作成して県級以上の公安機関責任者の承認を受けなければならない。

② 検挙の報告書は次の各号に掲げる内容を含むものとする。

- 一 事件捜査の結果。
- 二 検挙の理由及び根拠。
- 三 検挙の組織的分担及び方法。
- 四 その他の検挙措置及び今後の捜査計画。

第168条 捜査を経て次の各号に掲げる事情の一つを発見した場合は、事件を取り消さなければならない。

- 一 犯罪事実がない場合。
- 二 情状が著しく軽く、危害が大きくなり、犯罪とみなされない場合。
- 三 特赦令により刑を免除された場合。
- 四 被疑者が死亡した場合。
- 五 その他法により刑事責任を追及しない場合。

第169条① 事件を取り消す必要がある場合には、事件処理部門は事件取消報告書を作成するとともに、県級以上の公安機関の責任者の承認を受けなければならない。

② 事件を取り消す報告書は次の各号に掲げる内容を含むものとする。

- 一 従来の立案の根拠及び由来。
- 二 事件捜査の結果。
- 三 事件を取り消す理由及び根拠。

③ 公安機関が事件の取消を決定した場合に、被疑者が勾留されているときには、直ちに釈放しなければならない。釈放証明書を発行するとともに、勾留を承認した人民検察院に通知しなければならない。

第九章 捜査

第一節 一般規定

第170条 公安機関は、すでに立案した刑事事件について捜査を行わなければならない。被疑者が有罪か無罪か、罪が軽いか重いかに関する証拠資料を収集し、取り調べて、審査して確認しなければならない。

第171条 公安機関は、犯罪捜査の過程において現行犯人又は重大な容疑者については法により直ちに逮捕しなければならない。証拠のない状況で、容疑によりのみ被疑者に対し強制措置を講じることは厳禁される。

第172条 公安機関が犯罪捜査の過程において必要に応じて使用すべき各種の捜査手段及び措置は、法律の規定する条件及び手続に基づいて厳格に行わなければならない。

第二節 被疑者の訊問

第173条 公安機関は、県級以上の公安機関責任者の承認を受けて、逮捕・勾留を必要としない被疑者をその所在する市・県の指定する場所に召喚するか又はその者の住所で訊問を行うことができる。

第174条① 被疑者を召喚するときは、「召喚通知書」及び捜査人員の執務証明書を提示し、その者に対し「召喚通知書」に署名（押印）させ又は指紋を押させなければならない。

② 被疑者が出頭した場合は、その者に「召喚通知書」に出頭の時間を記入させ、訊問が終わった場合は、その者に「召喚通知書」に訊問の終了時間を記入させなければならない。記入を拒否した場合には、捜査人員は「召喚通知書」にこれを明記しなければならない。

第175条① 召喚の持続時間は、12時間を超えてはならない。連続的な召喚の形で被疑者を拘禁してはならない。

② 被疑者に対し強制措置を執るべき場合は、召喚の期間内に強制措置の承認又は不承認を決定しなければならない。不承認を決定した場合は、直ちに召喚を終結しなければならない。

第176条 拘禁されている被疑者を訊問する場合は、「拘禁中の訊問状」を作成し、看守所又は公安機関で訊問を行わなければならない。

第177条① 被疑者を訊問する場合は、捜査人員が行わなければならない。訊問のときには、捜査人員は少なくとも2人でなければならない。

② 同一事件の複数の被疑者を訊問するときは、別々に行わなければならない。

第178条① 訊問する前に、捜査人員は事件の内容及び証拠資料を整理して訊問の計画及び訊問の綱要を作成しなければならない。

② 第一回目の訊問は、被疑者の氏名・別名・旧名・生年月日・戸籍所在地・暫定の住所・本籍・出生地・民族・職業・学歴・家庭の状況・経歴・刑事処罰・行政処罰等の状況を明らかに質問しなければならない。

第179条 被疑者を訊問するときは、被疑者に犯罪行為があるか否かを先に訊問し、その者に有罪の情状又は無罪の弁解を陳述させてから、その者に対し質問しなければならない。

第180条 被疑者を訊問するときは、捜査人員の質問にありのままに答えなければならない。本件と関係のない問題について回答を拒否する権利を持つことをその者に告知しなければならない。

第181条 被疑者を訊問するときは、被疑者の供述及び弁解を真剣に聴取しなければならない。拷問による自白の強要・脅迫・誘引・欺瞞・その他の不法な方法で供述を取得することを厳禁する。

第182条① 未成年者である被疑者を訊問するときは、未成年者の心身的特徴に応じて成人と異なる方式を採用しなければならない。捜査を妨げるか又は通知する方法がない場合を除いて、その者の家族・監護人・教師に通知してこれらの者を立ち合わせなければならない。訊問は公安機関内に行うことができ、未成年者の住所・勤め先・学校・その他の適宜な場所で行うこともできる。

② 聾啞者である被疑者を訊問するときは、手話を通じる者を訊問に加えさせ、訊問調査に被疑者が聾啞者である状況、通訳人の氏名・勤め先・職業を記載しなければならない。

③ 当地の言語文字に通じない被疑者を訊問するときは、通訳を付しなければならない。

第183条 捜査人員は質問の内容及び被疑者の供述・弁解を忠実に記録しなければならない。訊問調査の記載は筆跡を長期的に保存できる文房具及びインクを使用しなければならない。

第184条① 訊問調査書は、被疑者に交付して確認させるか又はその者に読み上げなければならない。記録に誤り又は遺漏がある場合は、被疑者の訂正又は補充を許可して、指紋を押せなければならない。被疑者は訊問調査に誤りのないことを確認してから、調査書の毎頁に署名（押印）し又は指紋を押して、最後の頁に「わたしが以上の調査書を読みました（又はわたしに読み上げてもらった）から、わたしの言うことと一致している。」と書かなければならない。署名（押印）又は指紋を拒否した場合には、捜査人員はこれを調査書に明記しなければならない。

② 訊問調査書に記載する項目は規定の定めるところによらなければならない。捜査人員及び通訳人は訊問調査書に署名又は押印をしなければならない。

③ 被疑者を訊問するときは、文字で記録するほか、必要に応じて録音又は録画を行うことができる。

第185条 被疑者が自筆を請求する場合は、これを許可しなければならない。必要なときには、捜査人員は被疑者自身が供述を書くことを要求することもでき、被疑者は自筆供述書の最後の頁に署名（押印）し又は指紋を押さなければならない。捜査人員は自筆供述書を受け取った後、最初の頁の右上に「受け取った年月日」を記載して署名しなければならない。

第186条① 捜査人員は、訊問の期間中において被疑者の犯罪事実・動機・目的・手

段・犯罪と関係する時間・場所・関係者・出来事・物品について明確に訊問しなければならない。

② 被疑者の供述した犯罪事実、弁解及び反対質問については、公安機関は真剣に確認して法により処理しなければならない。

第187条 訊問の期間中において、証拠で被疑者の犯行を証明する必要がある場合は、捜査業務の秘密を漏洩することを防止しなければならない。

第三節 証人尋問及び被害者尋問

第188条① 証人又は被害者を尋問するときは、証人又は被害者の所在する勤め先又は住所で行うことができる。必要なときは、証人又は被害者に通知して公安機関で証言を提供させることもできる。

② 証人又は被害者に対する尋問は個別に行わなければならない、証人又は被害者に公安機関の証明書又は捜査人員の執務証明書を提示しなければならない。

第189条① 証人又は被害者を尋問する前に、それらの者の身元及び証人・被疑者・被害者との関係を尋ねなければならない。証人又は被害者を尋問するときは、それらの者にありのままに証拠又は証言を提供しなければならないことと意図的に偽証するか又は証拠を隠滅する場合に負うべき法律上の責任を告知しなければならない。

② 捜査人員は、証人又は被害者に事件の内容を漏洩するか又は事件に対する見解を発表してはならない。脅迫・誘引・その他の不法な方法で証人又は被害者を尋問してはならない。

第190条 未成年者である証人又は被害者を尋問するときは、その法定代理人に通知して立ち会わせることができる。

第191条 本規定第184条及び第185条の規定は、証人又は被害者の尋問に適用する。

第192条 尋問のときは、証人又は被害者のプライバシーにかかわる場合には、この秘密を守らなければならない。

第四節 検証及び検査

第193条 捜査人員は、犯罪と関係する場所・物品・身体・死体を検証又は検査し、各種の技術的手段で速やかに事件と関係する痕跡及び証拠物を収集しなければならない。必要なときは、専門的知識を持つ者を指定するか又は招聘して、捜査人員の主宰の下で検証又は検査を行うことができる。

第194条① 事件発生地の派出所、巡査警察又は治安組織は、犯罪現場を適切に保護しなければならない、証拠を保全し、被疑者を確保するとともに、直ちに公安機関の主管部門に報告しなければならない。

② 検証を執行する捜査人員は、通報を受け取った後直ちに現場に出動しなければならない。現場検証は、「刑事犯罪現場検証状」を持たなければならない。

第195条① 現場検証の任務は、犯罪現場の状況を明らかにし、証拠を発見し収集し、事件の状況を分析し、事件の性質を判断し、捜査の方法及び範囲を確定し、事件を摘発するために手がかり及び証拠を提供することである。

② 搜索・追跡・遮断・弁別・赃物販売の抑制等の緊急措置を速やかに講じる必要がある場合は、当該事件の捜査を担当する指揮者に報告しなければならない。

第196条① 現場検証は、県級以上の公安機関の捜査部門が担当する。

② 一般事件の現場検証は、捜査部門責任者により指定される人員が現場で指揮する。重大な事件及び特に重大な事件の現場検証は、捜査部門責任者が現場で指揮する。必要ときは、事件発生地公安機関の責任者が自ら現場で指揮しなければならない。

第197条① 現場検証は、現場検証規則の要求に基づいて現場の写真を撮り、「現場検証調書」及び現場図を作成しなければならない。重大な事件及び特に重大な事件の現場については、録画をしなければならない。

② 電子計算機犯罪事件の現場検証は、電子計算機の使用を直ちに停止し、電子計算機及び周辺設備を保護し、電子データを複製しなければならない。

第198条① 被害者又は被疑者の一定の特徴、傷害の状況又は生理的状态を確認するためには、身体に対し検査を行うことができる。

② 被疑者が検査を拒否した場合には、捜査人員は必要と認めるとき、強制的に行うことができる。

③ 女子の身体に対する検査は、女子の捜査人員又は医師が行わなければならない。

④ 検査の状況については調書を作成するとともに、検査に参加した捜査人員・検査人員・立会人が署名又は押印しなければならない。

第199条① 死因を確定するために、県級以上の公安機関責任者の承認を受けて死体を解剖又は検死することができる。この場合は、死者の家族に通知して立ち会わせ、「死体解剖通知書」に署名又は押印させなければならない。

② 死者の家族が正当な理由なく立ち会わないか又は署名（押印）を拒否した場合でも、解剖又は検死に影響を与えない。ただし、「死体解剖通知書」に明記しなければならない。身元不明の死体については、死者の家族に通知することのできない状況を調書に明記しなければならない。

第200条 死因がすでに明らかになり、引き続き保存する必要のない死体については、死体を収容するよう死者の家族に通知しなければならない。通知できないか又は家族が収容を拒否した場合は、県級以上の公安機関責任者の承認を受けて、適宜に処理することができる。

第201条 人民検察院が再検証・再検査を要求した場合には、公安機関は速やかに再検証・再検査を行うとともに、これに参加させることを人民検察院に通知しなければならない。

第202条① 事件を解明するために必要ときは、県級以上の公安機関責任者の承認を受けて、捜査実験を行うことができる。

② 捜査実験の任務は次の各号に掲げることである。

- 一 一定の条件の下で聞き取るか又は見つけることができるかを確定する。
- 二 一定の時間内に一定の行為の遂行が完了できるかを確定する。
- 三 どのような条件の下で一定の現象が発生できるかを確定する。
- 四 一定の条件の下で一定の行為又は一定の痕跡が一致しているかを確定する。

- 五 一定の条件の下で一定の道具を使用して一定の痕跡が残るかを確定する。
- 六 一定の痕跡がどのような条件の下で異変を発生させるかを確定する。
- 七 一定の事件がどのように発生したかを確認する。

第203条 捜査実験においては、危険を生じ、人格を侮辱し、又は風紀を害するおそれのある行為は、すべて禁止する。

第204条 捜査実験の過程及び結果については、「捜査実験調書」を作成するとともに、捜査実験に参加した捜査人員が署名又は押印しなければならない。

第五節 捜 索

第205条 捜査人員は、犯罪の証拠を収集し犯人を検挙するため、県級以上の公安機関責任者の承認を受けて、犯人若しくは犯罪の証拠を蔵匿する可能性のある者又は被疑者の身体・物品・住居・その他の関係ある場所について捜索することができる。

第206条 捜索するときは、捜索を受ける者に対し、「捜索状」を提示しなければならない。捜索を執行する捜査人員は少なくとも2人でなければならない。

第207条 勾留・逮捕を執行するにあたって、次の各号に掲げる緊急な場合は、捜索状がなくても捜索をすることができる。

- 一 凶器を携帯している可能性がある場合。
- 二 爆発物・劇毒品等の危険物を隠している可能性がある場合。
- 三 犯罪の証拠を隠匿・毀損・移転する可能性がある場合。
- 四 他の被疑者を蔵匿している可能性がある場合。
- 五 その他の突発的な緊急状況がある場合。

第208条① 捜索するときは、捜索を受ける者・その家族・隣人・その他の立会人を立ち合わせなければならない。

② 女子の身体を捜索するときには、女子の捜査人員が行わなければならない。

第209条① 捜索の状況については、「捜索調書」を作成し、捜査人員・捜索を受けた者・その者の家族・隣人・その他の立会人が署名又は押印しなければならない。

② 捜索を受けた者又はその家族が現場にいないか又は署名・押印を拒否した場合には、捜査人員はこれを調書に明記しなければならない。

第六節 証拠物及び証拠書類の押収

第210条① 検証又は捜索において発見した被疑者の有罪又は無罪を証明する各種の物品及び文書は、押収しなければならない。ただし、事件と関係のない物品及び文書はこれを押収してはならない。

② 所持者が押収すべき物品又は文書の交付を拒否した場合には、公安機関は強制的に押収することができる。

第211条 現場検証又は捜索において物品及び文書を押収すべき場合は、現場の指揮者が決定する。

第212条 物品及び文書の押収を執行する捜査人員は、少なくとも2人でなければならない。関係ある法律文書又は捜査人員の執務証明書を持たなければならない。

第213条 押収された物品及び文書については、立ち会わせている者及びその所持者とともに押収物を確認して、その場で同じ様式三部の「押収物及び文書目録」を作成し、物品又は文書の名称・番号・規格・数量・重量・品質・特徴・入手ルートを明記し、捜査人員、立会人及び所持者が署名又は押印した後、一部は所持者に交付し、一部は公安機関の保管人員が保管し、一部は事件書類に付する。

第214条 押収すきにもかかわらず収集しにくい物品又は文書については、写真を撮り又は録画をした後、所持者に保管させるか又は差押えることができ、同じ様式二部の「押収された物品及び文書目録」を別々に作成し、目録に撮影し又は録画したことを明記しなければならない。物品又は文書の所持者はこれらを適切に保管しなければならない。移転・売却・毀損をしてはならない。捜査人員、立会人及び所持者が目録に署名又は押印して、一部は物品又は文書の所持者に交付し、もう一部は写真又は録画テープとともに事件書類に付する。

第215条 被疑者の郵便物、電子郵便物及び電報を押収するときは、県級以上の公安機関責任者の承認を受けて、押収通知書を発行し、郵便通信部門又はネットワークサービス部門に通知して押収させなければならない。

第216条 引き続き押収する必要がある場合は、県級以上の公安機関責任者の承認を受けて、押収解除通知書を発行し、直ちに郵便通信又はネットワークサービス部門に通知しなければならない。

第217条 押収された物品・文書・郵便物・電子郵便物・電報については、専任の人員を指定してこれに適切に保管させなければならない。使用・取り替え・毀損・自ら処分をしてはならない。審査により事件と関係のないと認める場合には、3日以内に押収を解除するか、又は所有者・郵便通信部門・ネットワークサービス部門に返還しなければならない。

第218条① 事件とともに移送することのできない証拠物については、写真を撮影しなければならない。毀損しやすく若しくは変質しやすい証拠物又は文書については、調書・絵画・写真・録画・模型等の方法で保管しなければならない。

② 証拠として使用する録音テープ・録画テープ・電子データ蓄積器については、事件の由來・対象・内容、録音・録画・複製された時間・場所・規格・種類・長さ・文書の格式等を明記して適切に保管しなければならない。

第219条① 次の各号に掲げる事件とともに移送することのできない物品及び文書については、その原物は事件書類とともに保存しない場合は、その写真を事件書類に付しなければならない。次の各号に掲げる原物については公安機関が適切に保管し、国家の関係規定により主管部門に移送し又は処分する。

- 一 猥褻物。
- 二 武器弾薬・規制されている刀剣・燃えやすい物・爆発しやすい物・劇毒品・放射物等の危険物。
- 三 阿片・ヘロイン・モルヒネ・覚せい剤・大麻及び麻薬の原料・配剤並びに規制された薬品。
- 四 国家の安全に危害を及ぼすビラ・標語・信書・その他の宣伝品。

五 秘密の文書・図・表。

六 貴重な文物・貴重な動物及びその製造品・貴重な植物及びその製造品。

七 その他運搬には不便な大型の物品。

② 腐りやすく、変質しやすく又はその他の保管しにくい物品については、具体的な状況に応じて、県級以上の公安機関責任者の承認を受けて、写真を撮り又は録画をした後、関係部門に委託して、売却又は競売させることができる。売却又は競売の対価は暫定的に保存し、訴訟が終結した後これを処理する。物品等の返還を被害者に通知した後、半年を超えても受領しない場合は、これを没収してその競売の対価を国庫に納める。特別なときは、事情に応じて受領の期間を延期することができる。すでに財政部門に送付して処理する赃物については、遺失者が受領する場合には、事実であると確認したときには、原没収の機関は財政部門から原物を遺失者に返還する。原物がすでに売却された場合は、その対価を返還しなければならない。

第220条① 被疑者が違法に得た財物及びその果実については、法により追徴しなければならない。

② 被害者の合法的な財産及びその果実については、登録・撮影・録画・価格の見積をした後、被害者に速やかに返還しなければならず、事件書類に返還の理由を明記するとともに、原物の写真・目録・被害者の受領書を事件書類に付しなければならない。

第221条 押収された被疑者の財産及びその果実については、確認するために適切に保管しなければならない。いかなる組織体及び個人もこれを流用し、毀損し又は無断で処理してはならない。

第222条 押収された被疑者の財物及びその果実のうち証拠として使用する実物については、事件とともに移送しなければならず、移送できない物についてはその目録・写真・その他の証明文書を事件とともに移送しなければならない。人民法院の判決が確定した後、押収をした公安機関は人民法院の通知に基づいて、押収物を国庫に納めるか被害者に返還し、その執行受領通知書を人民法院に送付する。

第223条① 事件の管轄が変更された場合には、事件と関係する財物及びその果実は事件とともに移送しなければならない。

② 財物を移送するにあたって、受取人と移送人はその場でこれを確認して、移送受領書に共同して署名又は押印しなければならない。

第七節 預貯金及び送金の査問又は凍結

第224条 公安機関は、犯罪捜査の必要に応じて、関係規定により被疑者の預貯金・送金を査問し又は凍結することができる。

第225条 銀行・その他の金融機関・郵便通信部門における被疑者の預貯金・送金を査問する場合は、県級以上の公安機関責任者の承認を受けて、「預貯金又は送金査問通知書」を作成し、銀行・その他の金融機関・郵便通信部門に通知して執行させなければならない。

第226条 被疑者が銀行・その他の金融機関・郵便通信部門に預けている預貯金・送金を凍結する必要がある場合は、県級以上の公安機関責任者の承認を受けて、「預貯

金・送金凍結通知書」を作成して銀行・その他の金融機関・郵便通信部門に通知して執行させなければならない。

第227条 被疑者の預貯金・送金を引き続き凍結する必要がない場合は、「預貯金・送金凍結解除通知書」を作成し、銀行・その他の金融機関・郵便通信部門に通知して執行させなければならない。

第228条 被疑者の預貯金・送金がすでに凍結されている場合は、これを重ねて凍結してはならない。

第229条 預貯金を凍結する期限は6箇月とする。特別な理由があり延長する必要がある場合には、公安機関は凍結の期間が満了する前に継続手続を行わなければならない。一回の凍結継続手続の期間は、最長6箇月を超えてはならない。期限を過ぎても凍結継続手続を行わない場合は、凍結が自動的に解除されたものとみなす。

第230条 調査により凍結された預貯金・送金が事件と関係のない場合は、3日以内に銀行・その他の金融機関・郵便通信部門に通知して凍結を解除させるとともに、預貯金・送金を凍結された所有者に通知しなければならない。

第231条① 捜査中において被疑者が死亡した場合に、被疑者の預貯金・送金を没収するか又は被害者に返還するときは、被疑者の預貯金・送金を凍結している銀行・その他の金融機関・郵便通信部門に通知して国庫に納めさせるか又は被害者に返還させる裁定を、人民法院に申請することができる。

② 銀行・その他の金融機関・郵便通信部門で凍結している赃物については、当該銀行・その他の金融機関・郵便通信部門の発行する証明文書を事件とともに人民法院に移送し、人民法院の判決が確定した後、人民法院が当該銀行・その他の金融機関・郵便通信部門に通知して国庫に納めさせなければならない。

第232条 上級公安機関は、下級公安機関が預貯金・送金を凍結し又は解除したことに誤りがあることを発見した場合には、法により下級公安機関が期限内に是正するように決定し、下級公安機関が直ちに執行しなければならない。是正を拒否した場合には、上級公安機関は直接に関係ある銀行・その他の金融機関・郵便通信部門に法律文書を発行して、下級公安機関の行った誤りのある決定を是正するとともに、原決定を行った公安機関に通知することができる。

第八節 鑑 定

第233条 事件の真相を解明し、事件にかかわる専門的問題を解決するために、鑑定の資格を持つ者を指定し又は招聘して鑑定を行うことができる。

第234条 鑑定の範囲は、刑事技術鑑定・人身傷害の医学鑑定・精神病の医学鑑定・押収品の価格鑑定・文物鑑定・貴重な動植物及びその製品の鑑定・禁制品の鑑定・危険物の鑑定・電子データ鑑定等を含む。

第235条① 刑事技術鑑定の対象は、事件の解明に係る物品・文書・電子データ・痕跡・身体・死体等でなければならない。

② 刑事技術鑑定は、県級以上の公安機関の刑事技術部門又はその他専門的職員が行わなければならない。

第236条 専門的知識を持つ者を招聘する必要がある場合は、県級以上の公安機関責任者の承認を受けて、「招聘書」を作成しなければならない。

第237条 公安機関は、鑑定人の鑑定に必要な条件を提供し、速やかに鑑定人に鑑定の素材及び対比サンプル等の原始的資料を送付し、鑑定に関係する状況を紹介し、鑑定で解決しようとする問題を明確に提出しなければならない。ただし、鑑定人に暗示し又は一定の鑑定結果を強要させてはならない。

第238条 鑑定人は、鑑定の規則に基づいて科学的方法で鑑定を行わなければならない。鑑定した後、鑑定結果を作成し、二名以上の鑑定の資格を持つ鑑定人が署名又は押印しなければならない。

第239条 人身傷害の医学的鑑定に争いがあり、再び鑑定する必要がある場合、又は精神病の医学的鑑定の場合は、省級人民政府の指定する医院が行う。鑑定人が鑑定した後、鑑定結果を作成し、鑑定人が署名し、医院が公の印鑑を押さなければならない。

第240条 事件処理部門又は捜査人員は、鑑定結果が不適切であるか又は誤りがあると認めた場合には、県級以上の公安機関責任者の承認を受けて、補充鑑定又は再鑑定を行うことができる。

第241条 公安機関は、証拠とする鑑定結果を被疑者・被害者に告知しなければならない。被疑者・被害者が鑑定結果に異議請求を提出した場合は、県級以上の公安機関責任者の承認を受けて、補充鑑定又は再鑑定を行うことができる。

第242条 再鑑定は、鑑定人を別に指定するか又は招聘しなければならない。

第243条 刑事技術鑑定の鑑定結果を上級公安機関の刑事技術部門に送付して再審査を行う必要がある場合は、鑑定物及び対比のサンプル、原鑑定書又は鑑定報告書を送付して再審査を請求する理由及び要求を説明しなければならない。

第244条 鑑定人が意図的に虚偽の鑑定を行った場合は、法により法律上の責任を追及しなければならない。

第245条① 被疑者に対し精神病鑑定を行う期間は事件処理期間に算入しない。ただし、その他の鑑定時間はすべて事件処理の期間に算入する。

② 鑑定が長期間にわたるために事件処理期間内に事件を終結することのできない場合は、事件処理期間が満了した日から、拘禁されている被疑者について強制措置を立保証又は居住監視に変更しなければならない。

第九節 弁 別

第246条① 事件の真相を究明するために必要なときには、捜査人員は、被害者・被疑者・証人に、犯罪と関係する物品・文書・死体・場所・被疑者を弁別させることができる。

② 被疑者を弁別する場合は、事件処理部門の責任者の承認を受けなければならない。

第247条① 弁別は捜査人員の主宰の下で行い、弁別を主宰する捜査人員は少なくとも2人でなければならない。

② 弁別する前に、弁別人に対し弁別の対象の具体的な特徴を詳細に質問し、弁別人

が弁別の対象を見つけることを避けなければならない。

第248条 数名の弁別人が同一の弁別対象を弁別するときは、個別に弁別しなければならない。

第249条① 弁別するときは、弁別の対象をその他の対象に混ぜなければならない、弁別人にいかなる暗示をしてもならない。

② 被疑者を弁別するときには、弁別される者は少なくとも7人でなければならない、被疑者の写真を弁別するときには、弁別される写真は少なくとも10人の写真でなければならない。

第250条 被疑者に対する弁別については、弁別人が公開で行うことを欲しない場合には、弁別人を隠す状況で行い、捜査人員はその者のために秘密を守らなければならない。

第251条 弁別の経緯及び結果については、「弁別調書」を作成して捜査人員、弁別人及び立会人が署名又は押印しなければならない。

第一〇節 指名手配

第252条① 公安機関は、勾留すべき被疑者が逃亡中の場合には、効果的な措置を執り追跡し捕捉するため、指名手配令状を發布することができる。

② 県級以上の公安機関は、自分の管轄区域以内に直接に指名手配令状を發布することができる。自分の管轄区域以外において決定権を持つ上級公安機関に請求して、上級公安機関が發布する。

③ 指名手配令状を頒布する範囲については、指名手配令状を發布する公安機関の責任者が決定する。

第253条 指名手配令状においては指名手配される者の氏名・別名・旧名・あだ名・性別・年齢・民族・本籍・出生地・戸籍所在地・居住地・職業・身分証明書番号・衣服・体・顔の特徴を、できる限り明記し、最近の写真を付ししなければならない、指紋及びその他の証拠物の写真を付することができる。秘密を守るべき事項を除いて、事件発生の時間・場所及び事件の概要を明記しなければならない。

第254条 指名手配令状を發布した後、新たな重要な事実を発見した場合は、指名手配の補充令状を發布することができる。ただし、原指名手配令状の番号及び期日を明記しなければならない。

第255条 関係する公安機関が指名手配令状を受け取った後、迅速に指名手配の業務を手配しなければならない。被疑者を確保した後、速やかに指名手配令状を發布した機関に通知して、確保している地方の県級以上の公安機関責任者の承認を受けて指名手配令状に基づいてその者を拘禁しなければならない。指名手配令状を發布した機関は速やかに確認して法により処理しなければならない。

第256条① 被疑者が境外に逃亡することを防止するため、国境警備の港口及び空港で阻止措置を講じる必要がある場合は、関係規定に基づいて「国境警備阻止通知書」を作成し、県級以上の公安機関責任者の審査を受けて、省級公安機関が承認した後、阻止手続を行う。全国で阻止措置を講じる必要がある場合は、一級一級ごとに公安部に報告

して公安部がこれを決定する。

② 国境警備検問所が被疑者の人身の自由を制限する場合は、関係する法律文書を提示しなければならない。緊急な状況の場合には、県級以上の公安機関は公文書を発行し先に当地の国境警備検問所で被疑者を抑制することができる。ただし、その日から7日以内にその手続を補完しなければならない。

第257条① 重大な犯罪の手がかりを発見し、事件と関係する財物若しくは証拠を取得し、被疑者を検挙するため、必要なときは、県級以上の公安機関責任者の承認を受けて、懸賞通告を發布することができる。

② 懸賞通告には懸賞対象の基本的な状況及び懸賞の具体的な金額を明記しなければならない。

第258条 指名手配令状及び懸賞通告は、ラジオ・テレビ・新聞・雑誌・コンピューターネットワーク等のマスコミを通じて發布することができる。

第259条 被疑者が自首し、射殺され又は確保された場合には、これを確認した後、指名手配令状を發布した機関は發布した指名手配・通知・通告の範囲内で、指名手配令状、国境警備阻止通知書又は懸賞通告を取り消さなければならない。

第260条 脱獄して逃亡した被疑者・被告人・犯人に対する指名手配は、本節の関係規定に適用する。

第一一節 捜査の終結

第261条① 捜査が終結した事件について、捜査人員は事件終結報告書を作成しなければならない。

② 事件終結報告書は次の各号に掲げる基本的内容を含む。

- 一 被疑者の基本的状況。
- 二 強制措置を執っているか否か及びその理由。
- 三 事件の事実及び証拠。
- 四 法律的根拠及び処理の意見。

第262条 捜査が終結した事件の処理は、県級以上の公安機関の責任者が承認する。重大で複雑な疑義のある事件については、集団的に討議して決定しなければならない。

第263条① 捜査が終結した後、全部の事件資料を整理して規定の要求により製本しなければならない。

② 人民検察院に事件を移送するときは、事件の訴訟書類のみを検察院に移送し、捜査書類は公安機関が保管する。技術的捜査により獲得された資料が証拠として公開に使用されるときは、関係規定に基づいて適切に処理しなければならない。

第264条 犯罪の事実が明らかで、証拠が確実で十分であり、犯罪の性質及び罪名の認定が正確であり、法律上の手続が適法であり、法により刑事責任を追及すべき事件については、「起訴意見書」を作成し、県級以上の公安機関責任者の承認を受けて、「起訴意見書」、事件書類及び証拠を同級人民検察院に移送しなければならない。

第265条 共同犯罪事件の「起訴意見書」には、各被疑者の共同犯罪における地位・役割・具体的な罪責・罪状認否の態度を明記し、処理の意見を別々に記載しなければ

らない。

第266条① 人民検察院による不起訴決定に誤りがあると認めるときは、不起訴決定書を受け取った日から7日以内に「再議請求意見書」を作成し、県級以上の公安機関責任者の承認を受けて、同級人民検察院に移送しなければならない。

② 再議請求の意見が受け入れられなかった場合には、7日以内に「再審査請求意見書」を作成し、県級以上の公安機関責任者の承認を受けて、一級上の人民検察院に再審査を請求することができる。

第267条 被害者が附帯民事訴訟を提起した場合は、調書に記録しなければならない。起訴審査に移送したときは「起訴意見書」の最後の頁にこれを明記しなければならない。

第268条 捜査の過程において、被疑者に刑事処罰を与えるに達していないにもかかわらず行政処罰を与える必要があることを発見した場合は、県級以上の公安機関の承認を受けて、被疑者に行政処理を与えるか又はその他の関係ある部門の処理に移送しなければならない。

第269条 捜査の過程において、人民検察院の発行する違法行為是正通知書を受け取った場合は、速やかに調査して処理するか又はこれを是正するとともに、処理又は是正の状況を書面で人民検察院に回答しなければならない。

第一二節 補充捜査

第270条① 捜査が終結して人民検察院に移送した事件については、人民検察院が公安機関に差戻して補充捜査をさせる場合には、公安機関は、人民検察院の補充捜査の法律文書を受け取った後、補充捜査綱要の要求に基づいて1箇月以内に補充捜査を終了しなければならない。

② 補充捜査は、二回を限度とする。

第271条 人民検察院から差戻されて補充捜査する事件については、原捜査部門は事件の事実・証拠・性質の認定の意見を真剣に全面的に審査しなければならない。人民検察院の提出した補充捜査意見を分析して、事情によって、県級以上の公安機関責任者の承認を受けて次の各号に掲げる事情により処理しなければならない。

- 一 認定した犯罪事実が明らかであるが、証拠が不十分で、証拠を補充した後「補充捜査報告書」を作成して人民検察院に移送しなければならない。一部の証拠を補充できない場合は、これを説明しなければならない。
- 二 補充捜査の過程において、同一事件の新たな被疑者又は新たな犯行を発見した場合には、刑事責任を追及すべきであるときは、「起訴意見書」を改めて作成して人民検察院の審査に移送しなければならない。
- 三 認定した犯罪事実に変化があり刑事責任を追及すべきでないことを発見した場合は、さらに処理の意見を提出して、事件処理の結果とともに人民検察院に通知しなければならない。
- 四 認定された犯罪事実が明らかで、証拠が確実で十分であり、人民検察院の補充捜査決定が不当であると認めた場合は、その理由を説明して人民検察院の審査に移

送しなければならない。

第272条 人民検察院が起訴審査の過程において法廷裁判のために必要な証拠資料を提供するよう公安機関に要求した場合は、これを速やかに収集して提供しなければならない。

第一〇章 刑の執行

第一節 犯人の移送

第273条① 人民法院に法により刑を科せられた犯人については、すでに強制措置が執られている場合には、公安機関は人民法院の確定した判決書・裁定書・執行通知書により犯人に対して刑を執行しなければならない。

② 人民検察院の不起訴決定、又は人民法院の無罪若しくは刑の免除の判決については、被疑者・被告人が拘禁されている場合には、公安機関は法律文書を受け取った後、速やかに釈放の手続を行わなければならない。被疑者・被告人に行政処分を与えるべき場合は、関係規定により処理し、その処理の結果を速やかに人民検察院又は人民法院に通知しなければならない。

第274条 死刑を科せられた犯人について、公安機関は人民法院の死刑執行命令により犯人を人民法院に移送して人民法院が執行する。

第275条① 公安機関は、人民法院の執行猶予二年付きの死刑、無期懲役又は有期徒刑の判決書・裁定書・執行通知書を受け取った日から1箇月以内に犯人を監獄に移送して刑を執行しなければならない。

② 未成年者犯人については、少年犯管教所に移送して刑を執行しなければならない。

第276条 犯人を監獄に送付したにもかかわらず監獄がこれを収監しない場合には、公安機関は執行の決定を行った人民法院に請求して収監すべきかを決定させなければならない。人民法院が収監を決定したときは、犯人を監獄に送付して執行しなければならない。暫定的に所外で執行することを決定したときは、看守所は犯人をその居住地の公安機関に送付して執行しなければならない。

第277条 有期懲役を科せられた犯人については、執行する前に残余の刑期が1年以下である場合には、看守所は人民法院の判決に基づいて執行を代行する。

第278条 拘留を科せられた犯人については、公安機関は人民法院の判決書・裁定書・執行通知書を受け取った後、犯人を拘留所に送付して執行しなければならない。拘留所のない地区については、看守所はこれを執行する。

第279条 管制・政治的権利の剥奪を科せられた犯人又は暫定的に所外で刑を執行する犯人については、犯人の居住地における県級以上の公安機関は派出所を指定して執行しなければならない。執行機関は、それらの者を厳格に管理・監督し、基層組織又は犯人の勤め先が監督に協力しなければならない。

第280条① 執行猶予を宣告された犯人については、執行猶予の期間中において犯人の居住地の派出所はこれを観察し、その者の所在する勤め先又は基層組織がこれに協力

する。

② 仮釈放された犯人については、仮釈放の観察期間中において、その者の居住地の派出所が監督する。

第281条 有期懲役を科せられ看守所で執行を代行する犯人又は拘留を科せられた犯人は、執行の期間中において新たな犯罪を犯さない限り、執行が満了した後、看守所又は拘留所は「刑期満了釈放証明書」を發布しなければならない。

第二節 減刑及び仮釈放

第282条 管制・拘留・有期懲役を科せられた犯人が、執行の期間中において、監獄の管理規定を真面目に遵守し、改造及び教育を受け入れ、改悛の行動又は功績を立てた行動がある場合には、執行機関は減刑の提案を提出することができる。次の各号に掲げる行動の一つがある場合には、執行機関は減刑の提案を提出しなければならない。

- 一 他人の重大な犯罪活動を阻止した場合。
- 二 重大な犯罪活動を告発し、これが調査により確認された場合。
- 三 発明、創造又は重大な技術革新が行った場合。
- 四 日常の生産又は生活において他人を全力で救助した場合。
- 五 自然災害の救災又は重大な事故の排除において全力を尽くした場合。
- 六 国家及び社会にその他の重大な貢献があった場合。

第283条 拘留・有期懲役の残余刑期が1年以下である犯人について、減刑の条件に該当する場合には、拘留所又は看守所は減刑の意見書を提出し、県級以上の公安機関が審査して同意した後、その所在地の中級以上の人民法院に報告してその裁定を請求する。

第284条 管制を科せられた犯人について、減刑の条件に該当する場合には、管制を執行する派出所は減刑の意見書を提出し、県級以上の公安機関が審査して同意した後、所在地の中級以上人民法院の裁定を請求する。

第285条 有期懲役を科せられ看守所で執行を代行する犯人については、原刑期の二分之一を執行して、監獄の管理規定を真面目に遵守し、改造及び教育を受け入れ、確かに改悛の行動があり、仮釈放しても社会への危険性はなく、仮釈放することができる場合には、執行する看守所は仮釈放の意見書を提出し、県級公安機関が審査して同意した後、所在地の中級以上人民法院に裁定を請求する。

第三節 犯人に対する監督及び観察

第286条 管制・政治的権利の剥奪の執行を担当する派出所は、人民法院の判決により犯人及びその所在する勤め先又は居住地の大衆に、その者の犯罪事実、管制又は政治的権利剥奪の期間及び犯人が執行の期間中に遵守すべき規定を宣告しなければならない。

第287条① 執行機関は、管制を科せられた犯人に次の各号に掲げる遵守すべき事項を宣告しなければならない。

- 一 法律、行政法規及び公安部の制定する関係規定を遵守し、監督に服従すること。

- 二 執行機関の承認を受けず、言論・出版・集会・結社・進行・示威の権利を行使してはならないこと。
- 三 定期的に監督観察小委員会に自分の活動状況を報告すること。
- 四 公安機関の面会に関する規定を遵守すること。
- 五 居住している市・県を離れるか又は引越しする場合は、公安機関の承認を受けなければならないこと。
- 六 公安機関の制定する具体的な監督管理措置を遵守すること。

② 管制を科せられた犯人については、労働において同一労働同一報酬でなければならない。

第288条 執行機関は、政治的権利の剥奪を科せられた犯人に執行の期間中において次の各号に掲げる遵守すべき事項を宣告しなければならない。

- 一 国家の法律、行政法規及び公安部の制定する関係規定を遵守し、監督に服従すること。
- 二 選挙権及び被選挙権を享有してはならないこと。
- 三 集会・進行・示威・結社を組織し又はこれに参加してはならないこと。
- 四 書籍・音声画像の作品を出版し、制作し又は出版してはならないこと。
- 五 インタビューの受け入れ又は演説をしてはならないこと。
- 六 国内外で国家の榮譽、利益又はその他の社会に危害を及ぼす言論を発表してはならないこと。
- 七 国家機関の職務を担当してはならないこと。
- 八 国有会社、国有企業、事業体及び人民団体の指導的な職務を担当してはならないこと。
- 九 公安機関の規定する具体的な監督管理措置を遵守すること。

第289条 管制・政治的権利の剥奪を科せられた犯人が本規定第287条又は第288条の規定に違反したが、新たな犯罪を構成しない場合には、公安機関は治安管理処罰を与える。

第290条 管制・政治的権利の剥奪を科せられた犯人について、執行の期間が満了した場合には、公安機関は本人に通知するほか、その所在する勤め先又は居住地の大衆に管制の解除又は政治的権利の回復を宣告しなければならない。

第291条① 有期懲役・拘留を科せられた犯人が次の各号に掲げる事情の一つがある場合には、看守所又は拘留所は県級以上の公安機関の承認を受けて、犯人に対して所外で暫定的にこれを執行することができる。

- 一 重病のために所外で医師にかかる必要がある場合。
- 二 懐胎しているか又は自分の子に授乳している女子である場合。
- 三 生活に自立できず、暫定的に所外で執行しても社会への危険性がない場合。

② 所外で医師にかかれば社会に危険を及ぼすおそれがある犯人、又は自己を傷害するおそれがある犯人については、所外で医師にかかることはできない。

③ 犯人が確かに重い病気にかかっており所外で医師にかからなければならない場合については、省級の人民政府の指定する医院が証明文書を発行し、法律に規定する手続

によりこれを承認しなければならない。

④ 所外で医師にかかる犯人が所外で医師にかかる条件に該当しないことを発見した場合、又は所外で医師にかかる規定に著しく違反した場合は、速やかに収監しなければならない。

第292条 公安機関が犯人に暫定的に所外で執行することを決定する場合は、「暫定的に所外で執行する決定書」を暫定的に所外で執行する犯人及び犯人の居住地の派出所に送付するとともに、「暫定的に所外で執行する決定書」を同級の人民検察院に送達しなければならない。

第293条 公安機関は、暫定的に所外で執行することが不当であるとの人民検察院の意見を受け取った後、速やかに暫定的に所外で執行する決定を改めて審査して15日以内に処理の意見を提出し、県級以上の公安機関責任者の承認を受けて、処理の結果を人民検察院に通達しなければならない。

第294条 暫定的に所外で執行する犯人が、法律、行政法規又は公安部の関係規定に違反したにもかかわらず新たな犯罪を構成しない場合には、公安機関は法により治安管理処罰を与える。

第295条① 暫定的に所外で執行する事情が消滅した後、犯人の刑期が満了していない場合、執行を担当する派出所は速やかに監獄、看守所又は拘留所と連絡して収監しなければならない。

② 犯人が暫定的に所外で執行する期間中において死亡した場合には、執行する派出所は速やかに服役した監獄、看守所又は拘留所に通知しなければならない。

第296条 執行猶予又は仮釈放を宣告された犯人について、執行する派出所は人民法院の判決・裁定により犯人の所在する勤め先又は居住地の大衆にその犯罪事実、監督観察の期間及び監督観察期間内に遵守すべき規定を宣告しなければならない。

第297条 執行機関は、執行猶予又は仮釈放を宣告された犯人に、監督観察期間中において次の各号に掲げる遵守すべき規定を宣告しなければならない。

- 一 法律、行政法規及び公安部の制定した関係規定を遵守し、監督に服従すること。
- 二 公安機関の規定に基づいて自分の活動状況を定期的に報告すること。
- 三 公安機関の面会に関する規定を遵守すること。
- 四 居住している市・県を離れるか又は引越しする場合は、県級以上の公安機関の承認を受けなければならないこと。
- 五 政治的権利の剥奪を附加する執行猶予又は仮釈放の犯人は、さらに本規定第288条の規定を遵守しなければならないこと。
- 六 公安機関の制定した具体的な監督管理措置を遵守すること。

第298条 執行猶予又は仮釈放を宣告された犯人については、執行する派出所は犯人の所在する勤め先、居民委員会又は村民委員会*にその者の行動を定期的に尋ね、監督観察の書類を作成しなければならない。

（訳注—居民委員会及び村民委員会は町内会にあたるが、居民委員会は都市の組織であり、村民委員会は農村の組織である。）

第299条 執行猶予・仮釈放を宣告された犯人が執行猶予・仮釈放の期間中において、

判決を下す前にその他の犯罪に対し判決を下していないことを発見した場合には、公安機関は速やかに判決をした人民法院に通知しなければならない。

第300条① 仮釈放された犯人が、仮釈放の観察期間中に法律、行政法規又は公安部の制定した関係規定に違反したにもかかわらず犯罪を構成しない場合には、公安機関は人民法院に仮釈放を取り消すよう建議しなければならない。

② 人民法院が仮釈放を取り消す裁定を行った場合には、公安機関は速やかに原監獄・原看守所・原拘留所にその者を収監しなければならない。

第301条 執行猶予又は仮釈放を宣告された犯人が本規定第297条の規定に違反したにもかかわらず、新たな犯罪を構成しない場合には、公安機関は法により保安管理処罰を与える。

第302条① 執行猶予を宣告された犯人については、執行猶予の観察期間中において刑法第77条の規定における事情がなく、執行猶予の観察期間が満了した場合は、原判決の刑を執行しなくなる。附加刑を科せられた場合は、附加刑をなお執行しなければならない。執行猶予の観察期間が満了した場合には、公安機関は本人を宣告するほか、原判決を下した人民法院に通知しなければならない。

② 仮釈放された犯人が、仮釈放の観察期間中において刑法第86条の規定における事情がない場合は、原判決の刑期の執行が完了したものとみなす。仮釈放の観察期間が満了した場合には、公安機関は本人に宣告するほか、原裁定を下した人民法院・監獄・看守所・拘留所・その家族・勤め先に通告しなければならない。

第303条 犯人が執行猶予又は仮釈放の期間中に死亡した場合には、公安機関は速やかに原判決を下した人民法院・監獄・看守所・拘留所・犯人の家族・勤め先に通告しなければならない。

第304条 公安機関は、刑の執行において判決に誤りがあると認めたか又は犯人が申立てを提出した場合には、人民検察院又は原判決を下した人民法院に伝送しなければならない。

第305条 公安機関は、公安機関の刑を執行する活動に違法な状況があるとの人民検察院の通知を受け取った後、速やかにこれを是正し、県級以上の公安機関責任者の承認を受けて、処理の結果を人民検察院に報告しなければならない。

第四節 新たな罪を犯した犯人に対する処理

第306条 看守所・拘留所に服役している犯人が新たな罪を犯した場合は、看守所・拘留所が立案して捜査する。重大で複雑な事件については、公安機関の刑事事件捜査部門が立案して捜査する。

第307条 所外で執行する犯人が、所外で執行する期間中において新たな罪を犯し、収監して執行する必要がある場合には、当地の公安機関はその者の所在した監獄・看守所・拘留所に直接に通知し、収監させなければならない。刑事責任を追及しなければならない場合には、犯罪地の公安機関は立案して捜査するとともに、処理の結果を原執行機関に通知しなければならない。

第308条① 政治的権利の剥奪・管制・執行猶予・仮釈放を宣告された犯人が執行の

期間中において新たな罪を犯した場合は、犯罪地の公安機関が立案して捜査する。

② 新たな罪を犯したため仮釈放が取り消された犯人については、原執行した監獄・看守所・拘留所に収監しなければならない。

第一章 事件処理の協力

第309条 異郷の公安機関が提出した調査、強制措置の執行等の協力請求については、法律上の手続を具備している場合には、協力地の公安機関は無条件で速やかに協力しなければならない。いかなる費用をも徴収してはならない。

第310条① 県級以上の公安機関は刑事事件を処理するにあたって、異郷の公安機関の協力を必要とするときには、事件処理協力の公文書を作成しなければならない。

② 協力地の県級以上の公安機関は、異郷の公安機関の協力公文書を受け取った後、主管業務の部門を指定して行わせなければならない。

第311条 獲得した犯罪手がかりが自分の管轄範囲に属しない場合は、速やかに管轄権を持つ公安機関に移送しなければならない。

第312条 異郷の公安機関が請求した犯罪情報又は資料の問い合わせについて、協力地の公安機関は真面目に処理し、速やかに回答しなければならない。

第313条 異郷で召喚又は拘引を執行する場合には、執行する人員は「召喚通知書」・「拘引状」・事件処理協力の公文書・執務身分証明書を所持して、協力地の県級以上の公安機関と連絡する。協力地の公安機関は、本市又は本県内に指定する場所に被疑者を召喚し又は拘引するか、又は被疑者の住所で訊問することに協力しなければならない。

第314条 異郷で逮捕又は拘留を執行する場合には、執行する人員は「逮捕状」・「拘留状」・事件処理協力の公文書・執務身分証明書を所持して、協力地の県級以上の公安機関と連絡し、協力地の公安機関は係員を指定して協力しなければならない。

第315条① 異郷の公安機関に依頼して逮捕又は拘留を代行させる場合は、「逮捕状」・「拘留状」・事件処理協力の公文書を協力地の公安機関に送達しなければならない。

② 協力地の公安機関は被疑者を確保した後、速やかに依頼する公安機関に通知しなければならない。依頼する公安機関は法律文書を持って速やかに被疑者を護送しなければならない。護送する捜査人員は少なくとも2人でなければならない。

第316条 異郷の公安機関が被疑者の身分・年齢・前科・前例等の状況の調査を請求した場合には、協力地の公安機関は通知を受け取った日から7日以内に協力の結果を請求の公安機関に通知しなければならない。交通に極めて不便な辺鄙な地区では15日以内に協力の結果を請求の公安機関に通知しなければならない。

第317条① 異郷で犯罪に関係する財物・文書を査問し、押収し又は凍結することを行う必要がある場合には、執行する人員は事件処理協力の公文書及び関係ある法律文書を持って協力地の県級以上の公安機関と連絡し、協力地の公安機関は業務主管部門を指定して協力を行わなければならない。

② 緊急な場合は事件処理協力の公文書及び関係ある法律文書をファクスで協力地の県級以上の公安機関に発信することができ、協力地の公安機関は速やかに措置を講じな

なければならない。依頼する公安機関は速やかに法律文書を持つ係員を協力地に派遣しなければならない。

第318条 事件処理協力の職責を履行せず、重い結果を生じさせた場合は、その直接責任を負う主管人員及びその他の直接責任者に対し行政処分を与え、犯罪を構成した場合は、法により刑事責任を追及する。

第319条 協力地の公安機関が請求の公安機関の要求に基づいて事件処理協力の職責を履行するときに発生した法律的责任は、請求の公安機関が負う。

第二章 外国人犯罪事件の処理

第320条 外国人犯罪事件を処理する場合は、我が国の法律、法規及び規則に従って、国家の主権及び利益を維持し、かつ、対等互惠の原則を基礎に、我が国が負う国際条約上の義務を厳格に履行しなければならない。国内法又は規定が我が国の負う国際条約上の義務と衝突するときは、国際条約の関係規定を適用しなければならない。ただし、我が国が留保条項を声明した場合はこの限りでない。

第321条 外国国籍を持つ被疑者が、刑事訴訟において我が国の法律に規定する訴訟上の権利を享有するとともに、相応の義務を負う。

第322条 外国人の国籍は、その者が入国する時の有効の証明書により確認される。国籍が不明である場合は、出入国管理部門の協力により調査して明らかにする。

第323条 被疑者が外交特権又は免除権を持つ外国人である場合は、一級一級ごとに公安部に報告し、公安部が外交部に移送して、外交部は外交ルートを通じてその者の刑事責任を解決する。

第324条① 公安機関が外国人犯罪事件を処理するときは、中華人民共和国に通用する言語及び文字を使用する。被疑者が中国の言語及び文字に通じていて、通訳又は翻訳を必要としない場合は、書面で声明を提出しなければならない。中国の言語及び文字に通じていない場合は、公安機関がその者のために通訳及び翻訳を提供しなければならない。

② 公安機関の承認を経て、外国国籍を持つ被疑者は自ら通訳及び翻訳を依頼することができる。ただし、その通訳及び翻訳の費用は、被疑者が負担する。

第325条 外国人犯罪事件は、犯罪地の地区（市）級以上の公安機関が立案して捜査する。

第326条 外国人が、中華人民共和国の締結し又は参加した国際条約に規定する罪を犯した後に我が国の領域に入国した場合は、その外国人を検挙した地区（市）級以上の公安機関が立案して捜査する。

第327条 外国人が中華人民共和国領域外の中国の船舶又は航空機内で罪を犯した場合は、犯罪の発生した後、当該船舶又は航空機が最初に停泊又は着陸した中国の港口又は空港の所在する地区（市）級以上の交通又は航空の公安機関が立案して捜査する。

第328条 外国人が国際列車において罪を犯した場合は、犯罪発生後、列車が最初に停車した中国の駅の所在地又は目的地の地区（市）級以上の鉄道公安機関が立案して捜査する。

第329条 外国人が中華人民共和国領域外で中華人民共和国の国家又は公民に対し罪を犯した場合は、「中華人民共和国刑法」により処罰しなければならないときには、その外国人の入国地の地区（市）級以上の公安機関が立案して捜査する。

第330条 外交の交渉を引き起こす可能性があるか又は重大な外国人犯罪については、関係する省・自治区・直轄市の公安機関は速やかに事件の処理状況を公安部に報告しなければならない。公安部は、外交部と協議して単独で又は外交部と連名で事件の状況等を速やかに我が国に駐在する外国大使館又は領事館に通知しなければならない。

第331条 外国人に対し逮捕・居住監視・立保証を行う必要がある場合は、省級公安機関の責任者の承認を受けて、強制措置を執った時から48時間以内に事件の状況、処理の結果等を公安部に報告するとともに、同級の人民政府外事辦公室に通知しなければならない。

第332条① 法により外国人に対し立保証・居住監視を決定した後、又は逮捕・勾留を執行した後、関係する省・自治区・直轄市の公安庁(局)は、規定する期限内に外国人の氏名・性別・入国の時間・旅券番号・証明書の番号・事件発生の時間・場所・状況・疑われた犯罪の主要な事実・執られた強制措置・法律の根拠をその外国人の所属する国の大使館又は領事館に通知するとともに、公安部に報告しなければならない。

② 外国人が公安機関による捜査又は刑の執行の期間中において死亡した場合には、関係する省・自治区・直轄市の公安機関は、その外国人の所属する国の大使館又は領事館に通知するとともに、公安部に報告しなければならない。

第333条 外国籍の被疑者が法律の相談、申立ての代理又は告訴のため弁護士を依頼する場合は、中華人民共和国の弁護士事務所において執務している弁護士に依頼しなければならない。

第334条① 公安機関が捜査を終結する前に、中国に駐在する外国の外交官が居住監視・逮捕・勾留され、又は刑に服している自国民と面会することを請求した場合には、立案捜査した公安機関は速やかに面会の事項を手配しなければならない。被疑者が中国に駐在する自国の外交官の面会を拒否した場合には、公安機関は手配しなくてもよい。ただし、被疑者本人は書面で声明を提出しなければならない。

② 外国籍の被疑者は、公安機関による捜査又は拘禁の期間中において公安機関の承認を受けて、その近親者・監護人と面会することができ、外部と手紙を交換することもできる。

第335条 外国籍の被疑者が強制措置を執られる場合は、省級の公安機関の承認を受けてその者の旅券を留置することができ、旅券留置の証明書を本人に発行しなければならない。この場合は、関係する状況を速やかに公安部に報告するとともに、同級の人民政府外事部門に通知しなければならない。

第336条① 国外追放を単独で科せられた外国人について、省級の公安機関は人民法院の刑事判決書・執行通知書の謄本を受け取った後、犯人の所在地の地区（市）級公安機関を指定してこれに執行させなければならない。

② 懲役を科せられた外国人について、その主刑の執行期間が満了してもなお外国追放の附加刑を執行しなければならない場合には、省級の公安機関は主刑を執行した監獄

の上級主管部門から伝送した原刑事判決書・原執行通知書の謄本又は複写を受け取った後、犯人所在地の地区（市）級以上の公安機関を指定してこれを執行させなければならない。

③ 我が国政府が国際条約又は「中華人民共和国外交特権及び免除権条例」の規定に従って、罪を犯した外交特権又は免除権を持つ外国人について、歓迎を受けない者と宣告され、又はその者の外交官・領事官の身分が認められず、期限内に出国させることを命じられた場合には、正当な理由がなく自ら出国しないときには、公安部は、外交部の公文書に基づいてその外国人の所在する省級公安機関を指定しこれを執行させ又は執行の監督をさせなければならない。

第337条 外国人犯罪事件の処理については、本章に規定していないものは、他の各章の関係規定を適用する。

第338条 無国籍者の犯罪事件の処理には、本章の規定を適用する。

第一三章 刑事司法共助及び警務協力

第339条 公安機関が刑事司法の共助及び警務協力を行うにあたって、我が国の締結し若しくは参加した国際条約又は公安部の締結した協力協定に規定がある場合は、条約又は協定により処理する。ただし、我が国が留保の条項を声明した場合はこの限りでない。条約又は協定に規定がない場合は、互惠の原則により外交ルート又は国際刑事警察機構を通じて解決する。

第340条 公安機関は、国家の主権及び平等互惠を相互に尊重することを基礎に、関係する国の警察機関と刑事司法共助及び警務協力を相互に行わなければならない。

第341条 公安機関が刑事司法共助及び警務協力を行う範囲は、主として犯罪情報の交換・協力、証拠の収集、刑事訴訟文書の送達、証拠物・証拠書類・視聴資料の移送、引渡し及び国際条約に規定するその他の刑事司法共助又は警務協力の事項を含む。

第342条 公安部は、公安機関としての刑事司法共助及び警務協力の中央主管機関である。地方各級公安機関は職責の分担により刑事司法共助及び警務協力の事務を担当する。

第343条 その他の司法機関が刑事事件を処理するにあたって、外国の警察当局の共助を必要とする場合は、その国の中央主管機関が公安部と連絡して行わなければならない。

第344条 我が国の国境地区における公安機関がそれと隣接する国家の警察機関と相互に警務の協力を行うときは、関係する国際条約、協定及び我が国の法律に違反しない前提の下で、慣例に基づいて行うことができる。ただし、公安部には登録しなければならない。

第345条 公安部は、関係する国際条約又は協定に規定する連絡ルート又は外交ルートを通じて、外国から提出された刑事司法共助若しくは警務協力を受理するか、又は外国に刑事司法共助若しくは警務協力を請求することができる。

第346条 公安部は、外国の刑事司法共助若しくは警務協力の請求を受け取った後、我が国の法律又は関係する司法共助の条約若しくは警務協力協定の規定に基づいて審査

を行い、条約又は協定の規定に該当する場合には、関係する省・自治区・直轄市の公安機関に処理させ、又はその他の関係する中央主管機関*に移送する。条約又は協定の規定に該当していない場合は、執行せず、受け取ったルートを通じて請求側に返却する。

（*訳注—最高人民法院及び最高人民検察院がこれである。）

第347条① 刑事司法共助又は警務協力を担当する公安機関は、刑事司法共助又は警務協力の請求書及び附属資料を受け取った後、直ちに執行を開始しなければならない。

② 被疑者が死亡したか又は司法共助若しくは警務協力を拒否する等の事情があり、執行することができない場合は、刑事司法共助又は警務協力の請求及び附属資料を執行不能の理由とともに、省・自治区・直轄市の公安機関を通じて公安部に送達しなければならない。

③ 公安機関は、請求書に提供された住所が不明であるか又は資料が不備であることによって執行することができない場合には、速やかに省・自治区・直轄市の公安機関を通じて公安部に移送し、公安部が請求側に資料の補充を要求しなければならない。

第348条 地方の公安機関は、刑事司法共助又は警務協力を提供するに当たって、請求書に処理の期限を付している場合には、その期限内に処理を完了しなければならない、請求書に処理の期限を付していない場合には、証拠の収集は3箇月以内に終結させ、刑事訴訟文書の送達は10日以内に終結しなければならない。期限内に終結することのできない場合は、その状況及び理由を説明するとともに、一級一級ごとに公安部に報告しなければならない。

第349条 地方の公安機関は、外国の警察側に刑事司法共助又は警務協力を請求する場合には、関係する条約又は協定の規定に基づいて刑事司法共助又は警務協力の請求書を提出しなければならない、附属文書又は訳文を付して、省・自治区・直轄市の公安機関が審査してから、公安部に報告し、その承認を受けなければならない。

第350条 地方の公安機関は、国際警察組織を通じて犯人又は被疑者を拘束し、資料の調べ又は証拠の収集を行う必要がある場合は、請求書を提出して一級一級ごとに公安部に報告し、その承認を受けなければならない。

第351条 公安機関は、提供又は請求をした刑事司法共助又は警務協力について費用を徴収するか又は支払う必要がある場合には、関係する国際条約又は警務協力協定の規定により行う。

第352条 引渡し的事件を処理するにあたって、引渡しに関する国家の法律及び規定により執行する。

第一四章 附 則

第353条 本規定は、公安機関が刑事事件を処理する基本的手続であって、公安部がその解釈を行う。

第354条 本規定は発布の日から施行する。公安部が1987年に制定した「公安機関の刑事事件処理の手続に関する規定」は、同時に廃止する。

第355条 公安部が本規定を発布する前に制定したその他の規定が本規定と抵触している場合は、本規定を適用する。